

○経済産業省令第 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削る。

改正後	改正前
(定置式製造設備に係る製造方法の基準)	(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。

）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十六 「略」

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八～三十五 「略」

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。

）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十六 「略」

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八～三十五 「略」

2・3 「略」

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 「略」

一〇十八 「略」

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。

二十〇二十三 「略」

2 「略」

2・3 「略」

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 「略」

一〇十八 「略」

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。

二十〇二十三 「略」

2 「略」

---

(危害予防規程)

第六条 「略」

一～三 「略」

四 製造施設の保安に係る点検に関すること（  
第一号に掲げるものを除く。）。

五～十一 「略」

2～9 「略」

(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 「略」

一・二 「略」

三 「略」

---

(危害予防規程)

第六条 「略」

一～三 「略」

四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する  
こと（第一号に掲げるものを除く。）。

五～十一 「略」

2～9 「略」

(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 「略」

一・二 「略」

三 「略」

---

---

イ）ホ 「略」

へ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置すること。

ト 「略」

三の二 「略」

四 「略」

イ）ハ 「略」

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置すること。

---

イ）ホ 「略」

へ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ト 「略」

三の二 「略」

四 「略」

イ）ハ 「略」

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

---

---

ホ [略]

四の二・五 [略]

第二十一条 [略]

一〇十三 [略]

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、その機能を点検し、作動するよう維持すること。

2 [略]

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 [略]

一〇十五 [略]

---

ホ [略]

四の二・五 [略]

第二十一条 [略]

一〇十三 [略]

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2 [略]

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 [略]

一〇十五 [略]

---

十六 前各号に掲げるもののほか、火薬庫には、盗難を防止するための措置を講ずること。

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十四条の七 「略」

2 法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する方法により行う。

一・二 「略」

3 「略」

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十四条の七 「略」

2 法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二 「略」

3 「略」

(火薬類取扱所)

第五十二条 「略」

一 「略」

二 土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であつて、一日の火薬類消費回数が一であり、かつ、火工所として、第三項第二号から第三号の二までの規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号から第三号の二までの規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）

(火薬類取扱所)

第五十二条 「略」

一 「略」

二 土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であつて、一日の火薬類消費回数が一であり、かつ、火工所として、第三項第二号から第四号までの規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号から第四号までの規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）

三 [略]

2・3 [略]

一 [略]

二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三 [略]

四 [略]

[削る]

三 [略]

2・3 [略]

一 [略]

二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

三 [略]

三の二 [略]

四 火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

五〇十三 [略]

4 [略]

(火工所)

第五十二条の二 [略]

2・3 [略]

一・二 [略]

三 火工所に火薬類を存置する場合には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。ただし、火工所として、前条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、

五〇十三 [略]

4 [略]

(火工所)

第五十二条の二 [略]

2・3 [略]

一・二 [略]

三 火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、前条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工

---

「火工所」と読み替えるものとする。)は、この限りでない。

四〇七 「略」

(発破)

第五十三条 「略」

一〇十五 「略」

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

---

所」と読み替えるものとする。)は、この限りでない。

四〇七 「略」

(発破)

第五十三条 「略」

一〇十五 「略」

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(構造物解体発破)

第五十四条の三 「略」

一～八 「略」

九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあつてはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十～十二 「略」

(構造物解体発破)

第五十四条の三 「略」

一～八 「略」

九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあつてはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十～十二 「略」

(コンクリート破砕器の消費)

第五十六条の二 「略」

1～3 「略」

4 「略」

一・二 「略」

三 火工所にコンクリート破砕器を存置する場

合には、盗難及び火災を防止するための措置  
を講ずること。ただし、火工所として、第五

十二条第三項第二号及び第三号の規定に適合  
する建物を設けた場合（この場合において、

同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱  
所」とあるのは、「火工所」と読み替えるも

(コンクリート破砕器の消費)

第五十六条の二 「略」

1～3 「略」

4 「略」

一・二 「略」

三 火工所にコンクリート破砕器を存置する場

合には、見張人を常時配置すること。ただし  
、火工所として、第五十二条第三項第二号、

第三号及び第四号の規定に適合する建物を設  
けた場合（この場合において、同項第二号、

第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」  
とあるのは、「火工所」と読み替えるものと

---

のとす。は、この限りでない。

四・五 [略]

五・六 [略]

(建設用びよう打ち銃用空包の消費)

第五十六条の三 [略]

一〜三 [略]

四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。

五・六 [略]

---

する。は、この限りでない。

四・五 [略]

五・六 [略]

(建設用びよう打ち銃用空包の消費)

第五十六条の三 [略]

一〜三 [略]

四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。  
ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。

五・六 [略]

第六十七条 「略」

2 「略」

一 「略」

二 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、

かつ、関係人のほかは立ち入らないような措

置を講ずること。

三〇六 「略」

三〇七 「略」

(定期自主検査)

第六十七条の九 「略」

一 一年二回以上毎年定期に行なうこと。ただし

、常時監視又はこれに類する方法により、製

第六十七条 「略」

2 「略」

一 「略」

二 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、

かつ、見張人を置き作業に必要な者の通

行を遮断すること。

三〇六 「略」

三〇七 「略」

(定期自主検査)

第六十七条の九 「略」

一 一年二回以上毎年定期に行なうこと。この場

合において、製造または貯蔵について繁忙期

造施設若しくは火薬庫が次号の技術上の基準に適合し、又は避雷装置、警鳴装置若しくは消火設備等が円滑に作動することを常に確認している場合、当該装置等については、年一回以上とする。

二 製造施設又は火薬庫の構造、位置及び設備が法第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

三 「略」

(危険時の措置)

第八十七条 「略」

のある製造施設または火薬庫については、繁忙期の直前に一回は行なわなければならない。

二 製造施設又は火薬庫を大掃除した後、その構造、位置及び設備が法第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

三 「略」

(危険時の措置)

第八十七条 「略」

一 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

二〇四 「略」

別表第一（第四十四条第一項関係）

<p>検査項目</p> <p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>一 製造所の標識及び</p>
<p>一 第四条第一項</p>	<p>一 製造所の標識及び</p>

一 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。

二〇四 「略」

別表第一（第四十四条第一項関係）

<p>検査項目</p> <p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p>	<p>完成検査の方法</p> <p>一 製造所の標識及び</p>
<p>一 第四条第一項</p>	<p>一 製造所の標識及び</p>

<p>第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の提示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>爆発又は発火に関し必要な事項の提示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、目視又はこれに類する方法（以下この表、別表第二、別表第三及び別表第四において「目視等」という。）及び図面により検査す</p>
<p>第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の提示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>爆発又は発火に関し必要な事項の提示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。</p>

<p>三 第四条第一項 第三号の火災に よる延焼を防止 するための措置</p>	<p>二 第四条第一項 第二号の危険区 域の施設の設置 制限</p>
<p>三 危険区域の境界が 森林内に設けられた 場合について火災に よる延焼を防止する ための措置の状況を 、目視等、図面、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定又は機</p>	<p>二 危険区域に設置し た施設の種類を、目 視等により検査す る。</p>
<p>三 第四条第一項 第三号の火災に よる延焼を防止 するための措置</p>	<p>二 第四条第一項 第二号の危険区 域の施設の設置 制限</p>
<p>三 危険区域の境界が 森林内に設けられた 場合について火災に よる延焼を防止する ための措置の状況を 、目視、図面、巻尺 その他の測定器具を 用いた測定又は機器</p>	<p>二 危険区域に設置し た施設の種類を、目 視により検査する。</p>

---

---

四 第四条第一項  
第四号の危険工  
室等の保安距離

---

器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定でき

---

---

---

---

四 第四条第一項  
第四号の危険工  
室等の保安距離

---

等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる

---

---

---

---

五 第四条第一項

第四号の二の危

険工室等の保安

間隔

---

る場合に限り、目視  
等による検査に替え  
ることができる。

五 危険工室等から製

造所内の他の施設ま

での距離を、巻尺そ

他の測定器具を用

いた測定により検査

する。ただし、当該

測定において、既定

の距離を満たしてい

ることが目視等によ

り容易に判定できる

---

---

五 第四条第一項

第四号の二の危

険工室等の保安

間隔

---

場合に限り、目視に  
よる検査に替えるこ  
とができる。

五 危険工室等から製

造所内の他の施設ま

での距離を、巻尺そ

他の測定器具を用

いた測定により検査

する。ただし、当該

測定において、既定

の距離を満たしてい

ることが目視により

容易に判定できる場

---

---

---

---

場合に限り、目視等による検査に替えることができる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査

---

---

---

---

場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

---

---

<p>六 第四条第一項 第五号の危険区 域内のボイラー 室及び煙突</p>	<p>する。</p>	<p>六 危険区域内にボイ ラー室及び煙突が設 置されていないこと を、目視等又は図面 により検査する。た だし、危険区域内に 、固体燃料を使用し ないボイラーのボイ ラー室及び煙突が設 置されている場合に は、ボイラーの燃料 の種類を、記録によ</p>
<p>六 第四条第一項 第五号の危険区 域内のボイラー 室及び煙突</p>		<p>六 危険区域内にボイ ラー室及び煙突が設 置されていないこと を、目視又は図面に より検査する。ただ し、危険区域内に、 固体燃料を使用しな いボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には 、ボイラーの燃料の 種類を、記録により</p>

り検査する。

六の二 「略」

七 第四条第一項

第六号の爆発の

危険のある工室

の構造及び建築

材料

六の二 「略」

七 爆発の危険のある

工室について、設置

の状況、火炎に対し

て抵抗性を有する構

造となっていること

及び建築材料の種類

を、目視等及び図面

により検査する。た

だし、放爆式構造又

は準放爆式構造の場

合であつて、既定の

検査する。

六の二 「略」

七 第四条第一項

第六号の爆発の

危険のある工室

の構造及び建築

材料

六の二 「略」

七 爆発の危険のある

工室について、設置

の状況、火炎に対し

て抵抗性を有する構

造となっていること

及び建築材料の種類

を、目視及び図面に

より検査する。ただ

し、放爆式構造又は

準放爆式構造の場合

であつて、既定の建

---

---

八 第四条第一項  
第七号の煙火等  
の製造所以外の  
製造所の爆発の  
危険のある工室  
又は火薬類一時  
置場の土堤及び

---

建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

---

八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二第十六項各号に掲げる完成検

---

---

---

八 第四条第一項  
第七号の煙火等  
の製造所以外の  
製造所の爆発の  
危険のある工室  
又は火薬類一時  
置場の土堤及び

---

築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

---

八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、別表第二第十六項各号に掲げる完成検

---

---

---

防爆壁

---

査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八

---

---

防爆壁

---

査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項

---

---

---

---

項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、

---

---

---

---

に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、

---

---

---

---

別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は

---

---

---

---

別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は

---

---

---

---

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬

---

準放爆式構造の工室  
の場合であつて、放  
爆面以外の方向の土  
堤を省略したものに  
ついては、当該工室  
の構造等を、目視等  
及び図面により検査  
する。

---

九 煙火等の製造所の  
爆発の危険のある工  
室又は火薬類一時置  
場に設けた土堤、簡  
易土堤又は防爆壁を

---

---

---

九 第四条第一項  
第七号の二の煙  
火等の製造所の  
爆発の危険のあ  
る工室又は火薬

---

準放爆式構造の工室  
の場合であつて、放  
爆面以外の方向の土  
堤を省略したものに  
ついては、当該工室  
の構造等を、目視及  
び図面により検査す  
る。

---

九 煙火等の製造所の  
爆発の危険のある工  
室又は火薬類一時置  
場に設けた土堤、簡  
易土堤又は防爆壁を

---

---

---

類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他の延焼を  
遮断するための  
措置

---

、別表第二第十六項  
から第十八項に掲げ  
る完成検査の方法に  
より検査する。ただ  
し、がん具煙火貯蔵  
庫に貯蔵することが  
できるがん具煙火を  
貯蔵する火薬類一時  
置場の場合であつて  
、土堤、簡易土堤又  
は防爆壁を省略した  
ものについては、当  
該火薬類一時置場の

---

---

---

類一時置場に設  
ける土堤、簡易  
土堤、防爆壁又  
は防火壁の設置  
その他の延焼を  
遮断するための  
措置

---

、別表第二第十六項  
から第十八項に掲げ  
る完成検査の方法に  
より検査する。ただ  
し、がん具煙火貯蔵  
庫に貯蔵することが  
できるがん具煙火を  
貯蔵する火薬類一時  
置場の場合であつて  
、土堤、簡易土堤又  
は防爆壁を省略した  
ものについては、当  
該火薬類一時置場の

---

---

---

構造等を、別表第二  
第十四項に掲げる完  
成検査の方法により  
検査し、放爆式構造  
又は準放爆式構造の  
危険工室等を互いに  
接続している場合に  
あつて、放爆面以外  
の方向の土堤、簡易  
土堤又は防爆壁を省  
略したものについて  
は、当該工室の構造  
等を、目視等及び図

---

---

---

---

構造等を、別表第二  
第十四項に掲げる完  
成検査の方法により  
検査し、放爆式構造  
又は準放爆式構造の  
危険工室等を互いに  
接続している場合に  
あつて、放爆面以外  
の方向の土堤、簡易  
土堤又は防爆壁を省  
略したものについて  
は、当該工室の構造  
等を、目視及び図面

---

---

---

---

面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を|目視等|又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を

---

---

---

---

により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を|目視|又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じ

---

---

---

---

十二 第四条第一	十 「略」	十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室
----------	----------	-------------------------------------

---

十二 発火の危険のあ	十 「略」	十一 発火の危険のあ る工室の設置の状況 及び耐火性構造とな っていることを、目 視等及び図面により 検査する。	講じているものにつ いては、当該措置の 状況を、目視等及び 図面により検査す る。
------------	----------	---	---

---

---

---

十二 第四条第一	十 「略」	十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室
----------	----------	-------------------------------------

---

十二 発火の危険のあ	十 「略」	十一 発火の危険のあ る工室の設置の状況 及び耐火性構造とな っていることを、目 視及び図面により検 査する。	ているものについ ては、当該措置の状況 を、目視及び図面に より検査する。
------------	----------	--	--

---

<p>項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他のための措置</p>	<p>十三 第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備</p>	<p>る工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該消火設備</p>
<p>項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他のための措置</p>	<p>十三 第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備</p>	<p>る工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視及び図面により検査する、及び当該消火設備</p>

<p>の措置</p>	<p>十三の二 第四条          第一項第九号の          三の無煙火薬の          分解及び発火を          防止するための          措置並びに当該          無煙火薬が発火          したときに爆発          を防止するため          の措置</p>
<p>を用いた測定及び機</p>	<p>備の性能を、作動試          験又はその記録によ          り検査する。          十三の二 無煙火薬を          存置する火薬類一時          置場における火薬の          分解及び発火を防止          するための措置並び          に当該発火による爆          発を防止するための          措置の状況を、目視          等、図面、測定器具</p>
<p>の措置</p>	<p>十三の二 第四条          第一項第九号の          三の無煙火薬の          分解及び発火を          防止するための          措置並びに当該          無煙火薬が発火          したときに爆発          を防止するため          の措置</p>
<p>用いた測定及び機器</p>	<p>の性能を、作動試験          又はその記録により          検査する。          十三の二 無煙火薬を          存置する火薬類一時          置場における火薬の          分解及び発火を防止          するための措置並び          に当該発火による爆          発を防止するための          措置の状況を、目視          、図面、測定器具を</p>

<p>十四 第四条第一 項第十号の危険 工室の付近の消 火の設備</p> <p>十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>	<p>器等の作動試験又は その記録により検査 する。</p>
<p>十四 危険工室の付近 の消火の設備の有無 を、目視等により検 査する。</p> <p>十五 危険工室の窓及 び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな っていることを、目 視等及び図面により</p>	<p>等の作動試験又はそ の記録により検査す る。</p>
<p>十四 第四条第一 項第十号の危険 工室の付近の消 火の設備</p> <p>十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>	<p>等の作動試験又はそ の記録により検査す る。</p>
<p>十四 危険工室の付近 の消火の設備の有無 を、目視により検査 する。</p> <p>十五 危険工室の窓及 び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな っていることを、目 視及び図面により検</p>	<p>等の作動試験又はそ の記録により検査す る。</p>

十五の二 第四条  
第一項第十一号  
口の危険工室の  
窓及び扉に用い  
る金具

検査する。

十五の二 危険工室の  
窓及び扉に用いる金  
具の材質を、目視等  
又は図面により検査  
する。ただし、摩擦  
により火薬類が爆発  
し又は発火するおそ  
れがない場合には、  
当該おそれがないこ  
とを、目視等、図面  
又は記録により検査  
する。

十五の二 第四条  
第一項第十一号  
口の危険工室の  
窓及び扉に用い  
る金具

査する。

十五の二 危険工室の  
窓及び扉に用いる金  
具の材質を、目視又  
は図面により検査す  
る。ただし、摩擦に  
より火薬類が爆発し  
又は発火するおそれ  
がない場合には、当  
該おそれがないこと  
を、目視、図面又は  
記録により検査す  
る。

十五の三 第四条

第一項第十一号

ハの危険工室の

窓

十五の三 危険工室の

窓について火薬類が

爆発し又は発火する

ことを防止するため

の措置の状況を、目

視等又は図面により

検査する。ただし、

直射日光により火薬

類が爆発し又は発火

するおそれがない場

合には、当該おそれ

がないことを、目視

等、図面又は記録に

十五の三 第四条

第一項第十一号

ハの危険工室の

窓

十五の三 危険工室の

窓について火薬類が

爆発し又は発火する

ことを防止するため

の措置の状況を、目

視又は図面により検

査する。ただし、直

射日光により火薬類

が爆発し又は発火す

るおそれがない場合

には、当該おそれが

ないことを、目視、

図面又は記録により

<p>十六の二 第四条 第一項第十二号 口の飛散した火 薬類の浸透又は</p>	<p>十六 第四条第一 項第十二号イの 内面の剥離及び 内面の一部が火 薬類に混入する ことを防止する ための措置</p>
<p>十六の二 危険工室の 内面について、飛散 した火薬類の浸透又 は浸入を防止するた</p>	<p>より検査する。 十六 危険工室の内面 について、内面の剥 離及び内面の一部が 火薬類に混入するこ とを防止するための 措置の状況を、<u>目視</u> 等又は<del>図面</del>により検 査する。</p>
<p>十六の二 第四条 第一項第十二号 口の飛散した火 薬類の浸透又は</p>	<p>十六 第四条第一 項第十二号イの 内面の剥離及び 内面の一部が火 薬類に混入する ことを防止する ための措置</p>
<p>十六の二 危険工室の 内面について、飛散 した火薬類の浸透又 は浸入を防止するた</p>	<p>検査する。 十六 危険工室の内面 について、内面の剥 離及び内面の一部が 火薬類に混入するこ とを防止するための 措置の状況を、<u>目視</u> 又は<del>図面</del>により検査 する。</p>

---

---

浸入を防止する  
ための措置及び  
飛散した火薬類  
を容易に除去で  
きる措置

---

めの措置の状況を、  
目視等又は図面によ  
り検査し、及び飛散  
した火薬類を容易に  
除去するための措置  
の状況を、目視等又  
は図面により検査す  
る。ただし、火薬類  
が飛散するおそれが  
ない場合には、当該  
おそれがないことを  
、目視等、図面又は  
記録により検査す

---

---

---

---

浸入を防止する  
ための措置及び  
飛散した火薬類  
を容易に除去で  
きる措置

---

めの措置の状況を、  
目視又は図面により  
検査し、及び飛散し  
た火薬類を容易に除  
去するための措置の  
状況を、目視又は図  
面により検査する。  
ただし、火薬類が飛  
散するおそれがない  
場合には、当該おそ  
れがないことを、目  
視、図面又は記録に  
より検査する。

---

---

---

---

十六の三 第四条  
第一項第十二号  
ハの床面の、火  
薬類が落下する  
ことにより爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

---

る。  
十六の三 危険工室の  
床面について、火薬  
類が落下することに  
より爆発し又は発火  
することを防止する  
ための措置の状況を  
目視等又は図面によ  
り検査する。ただし  
、火薬類が床面にこ  
ぼれ又は落下するお  
それがない場合は、  
当該おそれがないこ

---

---

---

十六の三 第四条  
第一項第十二号  
ハの床面の、火  
薬類が落下する  
ことにより爆発  
し又は発火する  
ことを防止する  
ための措置

---

十六の三 危険工室の  
床面について、火薬  
類が落下することに  
より爆発し又は発火  
することを防止する  
ための措置の状況を  
目視又は図面により  
検査する。ただし、  
火薬類が床面にこぼ  
れ又は落下するおそ  
れがない場合は、当  
該おそれがないこと

---

---

---

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室の

---

とを、目視等、図面  
又は記録により検査  
し、火薬類が落下す  
ることにより爆発し  
又は発火するおそれ  
がない場合は、当該  
おそれがないことを  
、目視等、図面又は  
記録により検査す  
る。

---

十六の四 第四条第一  
項第十二号二の危険  
工室の床面の材料を

---

---

---

十六の四 第四条  
第一項第十二号  
二の危険工室の

---

を、目視、図面又は  
記録により検査し、  
火薬類が落下するこ  
とにより爆発し又は  
発火するおそれがな  
い場合は、当該おそ  
れがないことを、目  
視、図面又は記録に  
より検査する。

---

十六の四 第四条第一  
項第十二号二の危険  
工室の床面の材料を

---

床面	十七 〔略〕	十八 第四条第一 項第十四号の危 険工室内の原動 機及び温湿度調 整装置据付け制 限	、目視等又は図面に より検査する。	十七 〔略〕	十八 危険工室内に原 動機及び温湿度調整 装置が据付けられて いないことを、目視 等により検査する。 ただし、火薬類の爆 発又は発火を起こす おそれがない場合に は、当該おそれがない ことを、目視等、
床面	十七 〔略〕	十八 第四条第一 項第十四号の危 険工室内の原動 機及び温湿度調 整装置据付け制 限	、目視又は図面によ り検査する。	十七 〔略〕	十八 危険工室内に原 動機及び温湿度調整 装置が据付けられて いないことを、目視 により検査する。た だし、火薬類の爆発 又は発火を起こすお それがない場合には 、当該おそれがない ことを、目視、図面

<p>十九 第四条第一 項第十五号イの 危険工室内の機 械、器具又は容 器の、摩擦によ り火薬類が爆発 し又は発火しな い構造</p>	<p>図面又は記録により 検査する。</p>
<p>十九 危険工室内の機 械、器具又は容器に ついて、摩擦により 火薬類が爆発し又は 発火しない構造とな っていることを、目 視等又は図面により 検査する。ただし、 摩擦により火薬類が 爆発し又は発火する おそれがない場合に</p>	
<p>十九 第四条第一 項第十五号イの 危険工室内の機 械、器具又は容 器の、摩擦によ り火薬類が爆発 し又は発火しな い構造</p>	<p>又は記録により検査 する。</p>
<p>十九 危険工室内の機 械、器具又は容器に ついて、摩擦により 火薬類が爆発し又は 発火しない構造とな っていることを、目 視等又は図面により 検査する。ただし、摩 擦により火薬類が爆 発し又は発火するお それがない場合には</p>	

---

---

十九の二 第四条  
第一項第十五号  
口の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、振動  
又は衝撃により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

---

は、当該おそれがな  
いことを、目視等、  
図面又は記録により  
検査する。

十九の二 危険工室内  
の機械、器具又は容  
器について、振動又  
は衝撃により火薬類  
が爆発し又は発火し  
ない構造となつてい  
ることを、目視等又  
は図面により検査す  
る。ただし、振動又

---

---

---

十九の二 第四条  
第一項第十五号  
口の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、振動  
又は衝撃により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

---

、当該おそれがない  
ことを、目視、図面  
又は記録により検査  
する。

十九の二 危険工室内  
の機械、器具又は容  
器について、振動又  
は衝撃により火薬類  
が爆発し又は発火し  
ない構造となつてい  
ることを、目視又は  
図面により検査す  
る。ただし、振動又

---

---

---

十九の三 第四条  
第一項第十五号  
ハの危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、腐食  
により火薬類が

---

は衝撃により火薬類  
が爆発し又は発火す  
るおそれがない場合  
には、当該おそれが  
ないことを、目視等  
、図面又は記録によ  
り検査する。

---

十九の三 危険工室内  
の機械、器具又は容  
器について、腐食に  
より火薬類が変質し  
又は爆発し若しくは  
発火しない構造とな

---

---

---

十九の三 第四条  
第一項第十五号  
ハの危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、腐食  
により火薬類が

---

は衝撃により火薬類  
が爆発し又は発火す  
るおそれがない場合  
には、当該おそれが  
ないことを、目視、  
図面又は記録により  
検査する。

---

十九の三 危険工室内  
の機械、器具又は容  
器について、腐食に  
より火薬類が変質し  
又は爆発し若しくは  
発火しない構造とな

---

---

---

変質し又は爆発  
し若しくは発火  
しない構造

十九の四 第四条  
第一項第十五号

---

つていることを、目  
視等又は図面により  
検査する。ただし、  
腐食により火薬類が  
変質し又は爆発し若  
しくは発火するおそ  
れがない場合には、  
当該おそれがないこ  
とを、目視等、図面  
又は記録により検査  
する。

十九の四 危険工室内  
の機械、器具又は容

---

---

---

変質し又は爆発  
し若しくは発火  
しない構造

十九の四 第四条  
第一項第十五号

---

つていることを、目  
視又は図面により検  
査する。ただし、腐  
食により火薬類が変  
質し又は爆発し若し  
くは発火するおそれ  
がない場合には、当  
該おそれがないこと  
を、目視、図面又は  
記録により検査す  
る。

十九の四 危険工室内  
の機械、器具又は容

---

---

---

二の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、火薬  
類の付着、浸透  
又は浸入により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

---

器について、火薬類  
の付着、浸透又は浸  
入により火薬類が爆  
発し又は発火しない  
構造となつているこ  
とを、目視又は図  
面により検査する。  
ただし、火薬類の付  
着、浸透又は浸入に  
より火薬類が爆発し  
又は発火するおそれ  
がない場合には、当  
該おそれがないこと

---

---

---

二の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、火薬  
類の付着、浸透  
又は浸入により  
火薬類が爆発し  
又は発火しない  
構造

---

器について、火薬類  
の付着、浸透又は浸  
入により火薬類が爆  
発し又は発火しない  
構造となつているこ  
とを、目視又は図  
面により検査する。た  
だし、火薬類の付着  
、浸透又は浸入によ  
り火薬類が爆発し又  
は発火するおそれが  
ない場合には、当該  
おそれがないことを

---

---

---

二十 第四条第一

項第十六号の危

険工室内の暖房

装置

を、目視等、図面又は記録により検査する。

二十 危険工室内の暖

房装置について、火

薬類の爆発又は発火

を防止するための措

置の状況を、目視等

又は図面により検査

するとともに、燃焼

しやすい物との隔離

の状況を、目視等に

より検査する。

---

---

二十 第四条第一

項第十六号の危

険工室内の暖房

装置

、目視、図面又は記録により検査する。

二十 危険工室内の暖

房装置について、火

薬類の爆発又は発火

を防止するための措

置の状況を、目視又

は図面により検査す

るとともに、燃焼し

やすい物との隔離の

状況を、目視により

検査する。

---

---

<p>二二二 第四条第 一項第十八号の 危険工室又は火</p>	<p>二二二 危険工室又は 火薬類一時置場を照 明する設備について</p>	<p>二二二 第四条第 一項第十八号の 危険工室又は火</p>	<p>二二二 危険工室又は 火薬類一時置場を照 明する設備について</p>	<p>二二一 第四条第 一項第十七号の パラフィンの過 熱による火薬類 の爆発又は発火 を防止するため の措置</p>	<p>二二一 危険工室内の パラフィン槽につい て、パラフィンの過 熱による火薬類の爆 発又は発火を防止す るための措置の状況 を、目視等、図面又 は機器等の作動試験 若しくはその記録に より検査する。</p>	<p>二二一 第四条第 一項第十七号の パラフィンの過 熱による火薬類 の爆発又は発火 を防止するため の措置</p>	<p>二二一 危険工室内の パラフィン槽につい て、パラフィンの過 熱による火薬類の爆 発又は発火を防止す るための措置の状況 を、目視、図面又は 機器等の作動試験若 しくはその記録によ り検査する。</p>
---	---	---	---	---	---	---	--

---

---

薬類一時置場を

照明する設備

---

、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するため措置の状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを

---

---

---

---

薬類一時置場を

照明する設備

---

、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するため措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、

---

---

	<p>の揭示</p> <p>ける必要な事項</p> <p>危険工室等にお</p> <p>一項第二十号の</p> <p>第四條第</p> <p>第二十四</p> <p>第二十三</p> <p>「略」</p>	
<p>びに記載内容を、目</p> <p>事項の揭示の状況並</p> <p>意事項その他必要な</p> <p>最大数量、定員、注</p> <p>る火薬類の原料及び</p> <p>存置することができ</p> <p>及び停滞量、同時に</p> <p>おける火薬類の種類</p> <p>第二十四</p> <p>危険工室等に</p> <p>第二十三</p> <p>「略」</p>	<p>る。</p> <p>記録により検査す</p> <p>、目視等、図面又は</p>	
	<p>の揭示</p> <p>ける必要な事項</p> <p>危険工室等にお</p> <p>一項第二十号の</p> <p>第四條第</p> <p>第二十四</p> <p>第二十三</p> <p>「略」</p>	
<p>びに記載内容を、目</p> <p>事項の揭示の状況並</p> <p>意事項その他必要な</p> <p>最大数量、定員、注</p> <p>る火薬類の原料及び</p> <p>存置することができ</p> <p>及び停滞量、同時に</p> <p>おける火薬類の種類</p> <p>第二十四</p> <p>危険工室等に</p> <p>第二十三</p> <p>「略」</p>	<p>により検査する。</p> <p>目視、図面又は記録</p>	

視等により検査する。	<p>二十五 第四条第 一項第二十一号 の普通木造建築 物の耐火的措置</p>	<p>二十五 危険工室に面 して設置された普通 木造建築物の耐火的 措置の状況を、目視 等により検査する。</p>	<p>二十六 「略」 二十七 第四条第 一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ</p>
視等により検査する。	<p>二十五 第四条第 一項第二十一号 の普通木造建築 物の耐火的措置</p>	<p>二十六 「略」 二十七 火薬類及びそ の原料の粉じんの飛 散するおそれがある 設備について、粉じ んの飛散を防ぐため</p>	<p>二十六 「略」 二十七 第四条第 一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ</p>
視により検査する。	<p>二十五 危険工室に面 して設置された普通 木造建築物の耐火的 措置の状況を、目視 により検査する。</p>	<p>二十六 「略」 二十七 火薬類及びそ の原料の粉じんの飛 散するおそれがある 設備について、粉じ んの飛散を防ぐため</p>	<p>二十六 「略」 二十七 第四条第 一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ</p>

<p>れがある設備の 粉じんの飛散を 防ぐための措置</p>	<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による 爆発又は発火を 防止するための 措置</p>	<p>の措置の状況を、目 視等により検査す る。</p>	<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆 発又は発火を防止す るための措置の状況 を、目視等、図面、 測定器具を用いた測 定若しくはその記録</p>
<p>れがある設備の 粉じんの飛散を 防ぐための措置</p>	<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による 爆発又は発火を 防止するための 措置</p>	<p>の措置の状況を、目 視により検査する。</p>	<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆 発又は発火を防止す るための措置の状況 を、目視、図面、測 定器具を用いた測定 若しくはその記録又</p>

二十九 第四条第  
一項第二十二号  
の三の火薬類又  
はその原料を過  
度に加圧するこ  
とを防ぐための  
措置

又は機器等の作動試  
験若しくはその記録  
により検査する。

二十九 火薬類又はそ  
の原料を加圧する設  
備について、火薬類  
又はその原料を過度  
に加圧することを防  
ぐための措置の状況  
を、目視等、図面又  
は機器等の作動試験  
若しくはその記録に  
より検査する。ただ

二十九 第四条第  
一項第二十二号  
の三の火薬類又  
はその原料を過  
度に加圧するこ  
とを防ぐための  
措置

は機器等の作動試験  
若しくはその記録に  
より検査する。

二十九 火薬類又はそ  
の原料を加圧する設  
備について、火薬類  
又はその原料を過度  
に加圧することを防  
ぐための措置の状況  
を、目視、図面又は  
機器等の作動試験若  
しくはその記録によ  
り検査する。ただし

---

---

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
四の静電気によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火する

---

し、当該火薬類又は  
その原料が、加圧に  
より爆発し又は発火  
するおそれがない場  
合には、当該おそれ  
がないことを、目視  
等、図面又は記録に  
より検査する。

---

---

---

三十 第四条第一  
項第二十二号の  
四の静電気によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火する

---

、当該火薬類又はそ  
の原料が、加圧によ  
り爆発し又は発火す  
るおそれがない場合  
には、当該おそれが  
ないことを、目視、  
図面又は記録により  
検査する。

---

三十二 第四条第	三十一 [略]	ことを防止する ための措置
----------	---------	------------------

三十二 可燃性ガス又	三十一 [略]	、 <u>目視等</u> 、 <u>図面</u> 又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、 <u>目視等</u> 、 <u>図面</u> 又は記録により検査する。
------------	---------	---

三十二 第四条第	三十一 [略]	ことを防止する ための措置
----------	---------	------------------

三十二 可燃性ガス又	三十一 [略]	、 <u>目視</u> 、 <u>図面</u> 又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、 <u>目視</u> 、 <u>図面</u> 又は記録により検査する。
------------	---------	---

---

---

一項第二十三号  
の可燃性ガス又  
は有毒ガスの排  
気装置

---

は有毒ガスの排気装  
置について、設置の  
状況を、目視等及び  
図面により検査し、  
及び当該装置の性能  
を、作動試験又はそ  
の記録により検査す  
る。ただし、可燃性  
ガス又は有毒ガスが  
発散するおそれがな  
い場合には、当該お  
それがないことを、  
目視等、図面又は記

---

---

---

---

一項第二十三号  
の可燃性ガス又  
は有毒ガスの排  
気装置

---

は有毒ガスの排気装  
置について、設置の  
状況を、目視及び図  
面により検査し、及  
び当該装置の性能を  
、作動試験又はその  
記録により検査す  
る。ただし、可燃性  
ガス又は有毒ガスが  
発散するおそれがな  
い場合には、当該お  
それがないことを、  
目視、図面又は記録

---

---

三十三 第四条第

一項第二十三号

の二の火薬類を

乾燥する工室

録により検査する。

三十三 火薬類の乾燥

を行う製造所の火薬

類を乾燥する工室の

設置の状況を、目視

等及び図面により検

査する。ただし、導

火線又は煙火等の製

造所の場合であつて

、火薬類を乾燥する

工室を設置しないも

のについては、日乾

場の設置の状況を、

三十三 第四条第

一項第二十三号

の二の火薬類を

乾燥する工室

により検査する。

三十三 火薬類の乾燥

を行う製造所の火薬

類を乾燥する工室の

設置の状況を、目視

及び図面により検査

する。ただし、導火

線又は煙火等の製造

所の場合であつて、

火薬類を乾燥する工

室を設置しないもの

については、日乾場

の設置の状況を、目

<p>三十四 第四条第 一項第二十四号 の火薬類を乾燥 する工室内の加 温装置</p>	<p>目視等及び図面によ り検査する。</p>
<p>三十四 火薬類を乾燥 する工室内に設置さ れた加温装置につい て、乾燥中に火薬類 が爆発し又は発火し ないための措置の状 況を、目視等及び図 面により検査し、及 び当該加温装置の性 能を、作動試験又は その記録により検査</p>	
<p>三十四 第四条第 一項第二十四号 の火薬類を乾燥 する工室内の加 温装置</p>	<p>視及び図面により検 査する。</p>
<p>三十四 火薬類を乾燥 する工室内に設置さ れた加温装置につい て、乾燥中に火薬類 が爆発し又は発火し ないための措置の状 況を、目視及び図面 により検査し、及び 当該加温装置の性能 を、作動試験又はそ の記録により検査す</p>	

---

---

三十五 第四条第  
一項第二十四号  
の二の日乾場の  
乾燥台

三十六 第四条第

する。

三十五 日乾場の乾燥  
台について、火薬類  
の落下による爆発又  
は発火を防止するた  
めの措置及び砂じん  
等の混入を防止する  
ための措置の状況を  
、目視等又は巻尺そ  
の他の測定器具を用  
いた測定により検査  
する。

三十六 爆発の危険の

---

---

三十五 第四条第  
一項第二十四号  
の二の日乾場の  
乾燥台

三十六 第四条第

る。

三十五 日乾場の乾燥  
台について、火薬類  
の落下による爆発又  
は発火を防止するた  
めの措置及び砂じん  
等の混入を防止する  
ための措置の状況を  
、目視等又は巻尺そ  
の他の測定器具を用  
いた測定により検査す  
る。

三十六 爆発の危険の

---

---

---

---

一項第二十四号 の三の爆発の危 険のある日乾場 の簡易土堤等及 び発火の危険の ある日乾場とそ 他の施設との 間への防火壁の 設置その他の延 焼を遮断するた めの措置
---

ある日乾場とその他 施設との間に設置し た簡易土堤又は防爆 壁を、別表第二第十 七項又は別表第二第 十八項に掲げる完成 検査の方法により検 査し、発火の危険の ある日乾場とその他 の施設との間への防 火壁の設置その他の 延焼を遮断するため の措置の状況を、目
---

---

---

一項第二十四号 の三の爆発の危 険のある日乾場 の簡易土堤等及 び発火の危険の ある日乾場とそ 他の施設との 間への防火壁の 設置その他の延 焼を遮断するた めの措置
---

ある日乾場とその他 施設との間に設置し た簡易土堤又は防爆 壁を、別表第二第十 七項又は別表第二第 十八項に掲げる完成 検査の方法により検 査し、発火の危険の ある日乾場とその他 の施設との間への防 火壁の設置その他の 延焼を遮断するため の措置の状況を、目
---

---

---

---

---

視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視等及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視等及び図面による検査に代えることができ

---

---

---

---

視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に代えることができる。

---

---

三十七 第四条第  
一項第二十四号  
の四の日乾場の  
放冷するための  
設備

る。

三十七 日乾場の火薬  
類を放冷するための  
設備の有無を、目視  
等により検査する。  
ただし、日乾作業終  
了後火薬類を放冷す  
る必要がない場合に  
は、火薬類を放冷す  
る必要がないことを  
、目視等、図面又は  
記録により検査す  
る。

三十七 第四条第  
一項第二十四号  
の四の日乾場の  
放冷するための  
設備

三十七 日乾場の火薬  
類を放冷するための  
設備の有無を、目視  
により検査する。た  
だし、日乾作業終了  
後火薬類を放冷する  
必要がない場合には  
、火薬類を放冷する  
必要がないことを、  
目視、図面又は記録  
により検査する。

<p>三十七の二 第四 条第一項第二十 四号の五の星打 ち場又は星掛け 場の日光の直射 を防ぐための措 置</p>	<p>三十七の二 星打ち場 又は星掛け場にお ける日光の直射を 防ぐための措置の 状況を、目視等 により検査す る。</p>
<p>三十八 第四条第 一項第二十五号 イの爆発試験場 等</p>	<p>三十八 爆発試験場、 燃焼試験場、発射試 験場又は廃棄焼却場 について、危険区域 内に設置されている ことを、目視等によ</p>
<p>三十七の二 第四 条第一項第二十 四号の五の星打 ち場又は星掛け 場の日光の直射 を防ぐための措 置</p>	<p>三十七の二 星打ち場 又は星掛け場にお ける日光の直射を 防ぐための措置の 状況を、目視 により検査す る。</p>
<p>三十八 第四条第 一項第二十五号 イの爆発試験場 等</p>	<p>三十八 爆発試験場、 燃焼試験場、発射試 験場又は廃棄焼却場 について、危険区域 内に設置されている ことを、目視により</p>

三十八の二 第四

条第一項第二十

五号口の土堤、

防爆壁又は防火

壁その他の延焼

を遮断するため

の措置

り検査する。

三十八の二 土堤又は

防爆壁を設置したも

のについては、土堤

又は防爆壁を、別表

第二第十六項又は第

十八項に掲げる完成

検査の方法により検

査し、防火壁その他

の延焼を遮断するた

めの措置を講じたも

のについては、当該

措置の状況を、目視

三十八の二 第四

条第一項第二十

五号口の土堤、

防爆壁又は防火

壁その他の延焼

を遮断するため

の措置

検査する。

三十八の二 土堤又は

防爆壁を設置したも

のについては、土堤

又は防爆壁を、別表

第二第十六項又は第

十八項に掲げる完成

検査の方法により検

査し、防火壁その他

の延焼を遮断するた

めの措置を講じたも

のについては、当該

措置の状況を、目視

三十八の三 第四  
条第一項第二十  
五号ハの周囲の

等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視

三十八の三 第四  
条第一項第二十  
五号ハの周囲の

及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視

火災を防止する  
ための措置

三十九 第四条第  
一項第二十六号  
の火薬類等の運  
搬容器

等、図面又は機器等  
の作動試験若しくは  
その記録により検査  
する。

三十九 火薬類又はそ  
の原料を運搬する容  
器について、当該火  
薬類又はその原料と  
化学反応を起こさな  
い材料を使用し、か  
つ、確実に蓋のでき  
る構造となっている  
ことを、目視等及び

火災を防止する  
ための措置

三十九 第四条第  
一項第二十六号  
の火薬類等の運  
搬容器

、図面又は機器等の  
作動試験若しくはそ  
の記録により検査す  
る。

三十九 火薬類又はそ  
の原料を運搬する容  
器について、当該火  
薬類又はその原料と  
化学反応を起こさな  
い材料を使用し、か  
つ、確実に蓋のでき  
る構造となっている  
ことを、目視及び記

<p>四十 第四條第一 項第二十七號の</p>	<p>三十九の二 第四 條第一項第二十 六號の二の火薬 類一時置場に無 煙火薬を存置す る場合に使用す る容器</p>	<p>記録により検査す る。</p>
<p>四十 危険区域内で火 薬類を運搬する運搬</p>	<p>三十九の二 火薬類一 時置場に無煙火薬を 存置する場合に使用 する容器の容量を、 測定器具を用いた測 定により検査し、か つ、容器の材質を、 目視等により検査す る。</p>	
<p>四十 第四條第一 項第二十七號の</p>	<p>三十九の二 第四 條第一項第二十 六號の二の火薬 類一時置場に無 煙火薬を存置す る場合に使用す る容器</p>	<p>録により検査する。</p>
<p>四十 危険区域内で火 薬類を運搬する運搬</p>	<p>三十九の二 火薬類一 時置場に無煙火薬を 存置する場合に使用 する容器の容量を、 測定器具を用いた測 定により検査し、か つ、容器の材質を、 目視により検査す る。</p>	

<p>危険区域内で火薬類を運搬する運搬車</p>	<p>四十一 第四条第 一項第二十八号 の火薬類の運搬 通路の路面及び 勾配</p>
<p>車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するため の措置の状況を、目視等及び図面等により検査する。</p>	<p>四十一 火薬類の運搬 通路について、路面 及び勾配の状況を、 目視等又は測定器具 を用いた測定若しくは その記録により検査</p>
<p>危険区域内で火薬類を運搬する運搬車</p>	<p>四十一 第四条第 一項第二十八号 の火薬類の運搬 通路の路面及び 勾配</p>
<p>車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するため の措置の状況を、目視及び図面等により検査する。</p>	<p>四十一 火薬類の運搬 通路について、路面 及び勾配の状況を、 目視又は測定器具を 用いた測定若しくは その記録により検査</p>

<p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離</p>
---	--

<p>査する。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。た</p>
-------------	---

<p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離</p>
---	--

<p>する。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。た</p>
------------	---

---

---

三 第四条第二項  
第二号の不発弾  
等解撤工室等の  
保安間隔

---

だし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

---

三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定に

---

---

---

三 第四条第二項  
第二号の不発弾  
等解撤工室等の  
保安間隔

---

だし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

---

三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定に

---

---

---

より検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。なお、不発弾等解撤工室を互いに連接している場合であつて、既定の距離を確保できないもの

---

---

---

---

より検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、不発弾等解撤工室を互いに連接している場合であつて、既定の距離を確保できないものについ

---

---

<p>五 第四条第二項</p>	<p>四 第四条第二項      第三号の不発弾      等解撤工室の構      造及び建築材料</p>
<p>五 不発弾等解撤工室</p>	<p>四 不発弾等解撤工室      の設置の状況、構造      及び建築材料の種類      を、目視等、図面、      記録及び測定器具を      用いた測定により検      査する。</p>
<p>五 第四条第二項</p>	<p>四 第四条第二項      第三号の不発弾      等解撤工室の構      造及び建築材料</p>
<p>五 不発弾等解撤工室</p>	<p>四 不発弾等解撤工室      の設置の状況、構造      及び建築材料の種類      を、目視、図面、記      録及び測定器具を用      いた測定により検査      する。</p>

<p>第四号の不発弾 等解撤工室の土 堤及び防爆壁</p>	<p>の土堤又は防爆壁の 位置、構造及び建築 材料の種類を、目視 等、<u>図面</u>、記録及び 測定器具を用いた測 定により検査する。</p>
<p>六 「略」</p> <p>七 第四条第二項 第七号の鋼製チ ャンバの床面に 不発弾等が直接 接することがな く、かつ、落下</p>	<p>六 「略」</p> <p>七 鋼製チャンバの床 面に不発弾等が直接 接することがなく、 かつ、落下しない措 置の状況を、<u>目視</u>等 により検査する。</p>
<p>第四号の不発弾 等解撤工室の土 堤及び防爆壁</p>	<p>の土堤又は防爆壁の 位置、構造及び建築 材料の種類を、<u>目視</u> 、<u>図面</u>、記録及び測 定器具を用いた測定 により検査する。</p>
<p>六 「略」</p> <p>七 第四条第二項 第七号の鋼製チ ャンバの床面に 不発弾等が直接 接することがな く、かつ、落下</p>	<p>六 「略」</p> <p>七 鋼製チャンバの床 面に不発弾等が直接 接することがなく、 かつ、落下しない措 置の状況を、<u>目視</u>に より検査する。</p>

しない措置	八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備	九 第四条第二項 第九号の温度上昇を防止するための措置
八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	九 解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくは
しない措置	八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備	九 第四条第二項 第九号の温度上昇を防止するための措置
八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	九 解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくは

---

---

十 第四条第二項  
第十号のウォー  
タージェットの  
水圧及び研磨剤

---

はその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

---

---

---

十 第四条第二項  
第十号のウォー  
タージェットの  
水圧及び研磨剤

---

その記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

---

<p>の量が過剰になることを防ぐための装置</p>	<p>防ぐための装置の設置の状況を、目視等により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。</p>
<p>十一の二 第四条第二項第十一号</p>	<p>十一の二 土堤又は防爆壁を設置したもの</p>
<p>の量が過剰になることを防ぐための装置</p>	<p>防ぐための装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。</p>
<p>十一の二 第四条第二項第十一号</p>	<p>十一の二 土堤又は防爆壁を設置したもの</p>

---

---

口の土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

---

については、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火

---

---

---

---

口の土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

---

については、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火す

---

---

---

---

十一の三 第四条  
第二項第十一号  
ハの周囲の火災  
を防止するため  
の措置

---

することにより周辺の  
の施設に危害を及ぼ  
すおそれがない場合  
には、当該おそれが  
ないことを、目視等  
、図面又は記録によ  
り検査する。

十一の三 周囲の火災  
を防止するための措  
置の状況を、目視等  
、図面又は機器等の  
作動試験若しくはそ  
の記録により検査す

---

---

---

十一の三 第四条  
第二項第十一号  
ハの周囲の火災  
を防止するため  
の措置

---

ることにより周辺の  
施設に危害を及ぼす  
おそれがない場合に  
は、当該おそれがな  
いことを、目視、図  
面又は記録により検  
査する。

十一の三 周囲の火災  
を防止するための措  
置の状況を、目視、  
図面又は機器等の作  
動試験若しくはその  
記録により検査す

---

<p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条の二第二</p>	<p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>る。</p>
<p>二 移動区域に設置し</p>	<p>二 移動区域に設置し</p>	<p>二 移動区域に設置し</p>	<p>る。</p>
<p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条の二第二</p>	<p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>る。</p>
<p>二 移動区域に設置し</p>	<p>二 移動区域に設置し</p>	<p>二 移動区域に設置し</p>	<p>る。</p>

<p>一項第二号の移動区域の施設の設置制限</p>	<p>三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>た施設の種類を、目視等により検査する。</p>	<p>三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視等、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録によ</p>
<p>一項第二号の移動区域の施設の設置制限</p>	<p>三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>た施設の種類を、目視により検査する。</p>	<p>三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により</p>

四 「略」

五 第四条の二第  
一項第五号の移  
動区域の境界又  
は廃棄焼却場の  
保安距離

り検査する。

四 「略」

五 移動区域の境界又  
は廃棄焼却場から製  
造所以外の保安物件  
までの距離を、巻尺  
その他の測定器具を  
用いた測定により検  
査する。ただし、当  
該測定において、既  
定の距離を満たして  
いることが目視等に  
より容易に判定でき

四 「略」

五 第四条の二第  
一項第五号の移  
動区域の境界又  
は廃棄焼却場の  
保安距離

検査する。

四 「略」

五 移動区域の境界又  
は廃棄焼却場から製  
造所以外の保安物件  
までの距離を、巻尺  
その他の測定器具を  
用いた測定により検  
査する。ただし、当  
該測定において、既  
定の距離を満たして  
いることが目視によ  
り容易に判定できる

<p>六 第四条の二第 一項第六号の移 動式製造設備用 工室又は移動式 製造設備の危険 間隔</p>	<p>る場合に限り、目視 等による検査に替え ることができる。</p> <p>六 移動式製造設備用 工室又は移動式製造 設備から製造所内の 他の施設及び発破場 所までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし</p>
--	---

<p>六 第四条の二第 一項第六号の移 動式製造設備用 工室又は移動式 製造設備の危険 間隔</p>	<p>場合に限り、目視に よる検査に替えるこ とができる。</p> <p>六 移動式製造設備用 工室又は移動式製造 設備から製造所内の 他の施設及び発破場 所までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし</p>
--	---

---

---

七 第四条の二第  
一項第七号の廃

七 廃棄焼却場から製造所内の他の施設及び図面により検査する。

ていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

また、移動式製造設備の危険間隔が明らかになるような措置の状況を、目視及び図面により検査する。

---

---

七 第四条の二第  
一項第七号の廃

七 廃棄焼却場から製造所内の他の施設及び図面により検査する。

ていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の危険間隔が明らかになるような措置の状況を、目視及び図面により検査する。

薬焼却場の保安

間隔

八 第四条の二第

び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

八 移動区域内にボー

薬焼却場の保安

間隔

八 第四条の二第

び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

八 移動区域内にボー

---

---

九・十  
〔略〕

一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突

---

九・十  
〔略〕

ラー室及び煙突が設置されていないこと  
を、目視等又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

---

---

---

九・十  
〔略〕

一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突

---

九・十  
〔略〕

ラー室及び煙突が設置されていないこと  
を、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

---

---

<p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>	<p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 設置の状況を、目視 等により検査する。 また、当該消火設備 の性能を、作動試験 又はその記録により 検査する。</p>	<p>十二〜十四 「略」</p>	<p>十五 第四条の二 第一項第十五号 の移動式製造設</p>
<p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>	<p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 設置の状況を、目視 等により検査する。 また、当該消火設備 の性能を、作動試験 又はその記録により 検査する。</p>	<p>十二〜十四 「略」</p>	<p>十五 移動式製造設備 について、土砂類の 浸入を防ぎ、かつ、</p>
<p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>	<p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 設置の状況を、目視 により検査する。ま た、当該消火設備の 性能を、作動試験又 はその記録により検 査する。</p>	<p>十二〜十四 「略」</p>	<p>十五 第四条の二 第一項第十五号 の移動式製造設</p>
<p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>	<p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 設置の状況を、目視 により検査する。ま た、当該消火設備の 性能を、作動試験又 はその記録により検 査する。</p>	<p>十二〜十四 「略」</p>	<p>十五 移動式製造設備 について、土砂類の 浸入を防ぎ、かつ、</p>

備の構造及び材	料	十六・十七 「略」	十八 第四条の二	第一項第十八号	の移動式製造設	備の移動方法及	び製造方法				
さびにくい構造及び	材料の種類を、目視	等により検査する。	十六・十七 「略」	十八 製造し及び運搬	する火薬類並びに周	囲の火薬類の爆発又	は発火を起こすおそ	れがない車両が使用	されていることを、	目視等、図面、記録	又は測定器具を用い
備の構造及び材	料	十六・十七 「略」	十八 第四条の二	第一項第十八号	の移動式製造設	備の移動方法及	び製造方法				
さびにくい構造及び	材料の種類を、目視	により検査する。	十六・十七 「略」	十八 製造し及び運搬	する火薬類並びに周	囲の火薬類の爆発又	は発火を起こすおそ	れがない車両が使用	されていることを、	目視、図面、記録又	は測定器具を用いた

---

---

た測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視等、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあっては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム

---

---

---

---

測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあっては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆

---

---

---

---

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
イの移動式製造  
設備の機械、器  
具又は容器の、  
摩擦により特定  
硝酸アンモニウ

---

系爆薬を爆発し又は  
発火させるおそれが  
ないものであること  
を、目視等、図面又  
は記録により検査す  
る。

十九 移動式製造設備  
の機械、器具又は容  
器について、摩擦に  
より特定硝酸アンモ  
ニウム系爆薬が爆発  
し又は発火しない構  
造となっていること

---

---

---

十九 第四条の二  
第一項第十九号  
イの移動式製造  
設備の機械、器  
具又は容器の、  
摩擦により特定  
硝酸アンモニウ

---

薬を爆発し又は発火  
させるおそれがない  
ものであることを、  
目視、図面又は記録  
により検査する。

十九 移動式製造設備  
の機械、器具又は容  
器について、摩擦に  
より特定硝酸アンモ  
ニウム系爆薬が爆発  
し又は発火しない構  
造となっていること

---

<p>ム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九の二 第四条 の二 第一項 第十 九号口の移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、振動又は衝 撃により特定硝 酸アンモニウム 系爆薬が爆発し 又は発火しない</p>
<p>を、目視等又は図面により検査する。</p>	<p>十九の二 移動式製造 設備の機械、器具又 は容器について、振 動又は衝撃により特 定硝酸アンモニウム 系爆薬が爆発し又は 発火しない構造とな っていることを、目 視等又は図面により 検査する。</p>
<p>ム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>十九の二 第四条 の二 第一項 第十 九号口の移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、振動又は衝 撃により特定硝 酸アンモニウム 系爆薬が爆発し 又は発火しない</p>
<p>を、目視又は図面により検査する。</p>	<p>十九の二 移動式製造 設備の機械、器具又 は容器について、振 動又は衝撃により特 定硝酸アンモニウム 系爆薬が爆発し又は 発火しない構造とな っていることを、目 視又は図面により検 査する。</p>

構造	<p>十九の三 第四条  の二第一項第十  九号ハの移動式  製造設備の機械  、器具又は容器  の、腐食により  特定硝酸アンモ  ニウム系爆薬が  変質し又は爆発  し若しくは発火  しない構造</p>
十九の三 移動式製造	<p>設備の機械、器具又  は容器について、腐  食により特定硝酸ア  ンモニウム系爆薬が  変質し又は爆発し若  しくは発火しない構  造となつてゐること  を、目視等又は図面  により検査する。</p>
構造	<p>十九の三 第四条  の二第一項第十  九号ハの移動式  製造設備の機械  、器具又は容器  の、腐食により  特定硝酸アンモ  ニウム系爆薬が  変質し又は爆発  し若しくは発火  しない構造</p>
十九の三 移動式製造	<p>設備の機械、器具又  は容器について、腐  食により特定硝酸ア  ンモニウム系爆薬が  変質し又は爆発し若  しくは発火しない構  造となつてゐること  を、目視又は図面に  より検査する。</p>
十九の四 移動式製造	十九の四 第四条
十九の四 第四条	十九の四 移動式製造

<p>の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>十九の五 第四条 の二第一項第十 九号ホの移動式</p>	<p>の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>設備の機械、器具又 は容器について、特 定硝酸アンモニウム 系爆薬の付着、浸透 又は浸入により爆発 し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視等又は図面 により検査する。</p>
<p>の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>十九の五 第四条 の二第一項第十 九号ホの移動式</p>	<p>の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>設備の機械、器具又 は容器について、特 定硝酸アンモニウム 系爆薬の付着、浸透 又は浸入により爆発 し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視又は図面に より検査する。</p>

---

---

製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造

二十 「略」

二十一 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備を照明する設備

---

動、衝撃等により変形しない構造となつてゐることを、目視等又は図面により検査する。

二十 「略」

二十一 移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目

---

---

---

製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造

二十 「略」

二十一 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備を照明する設備

---

動、衝撃等により変形しない構造となつてゐることを、目視又は図面により検査する。

二十 「略」

二十一 移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目

---

二十二 〔略〕	二十三 第四条の 二第一項第二十 三号の移動式製 造設備又は廃薬 焼却場における 特定硝酸アンモ ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示	視等又は図面により 検査する。
二十二 〔略〕	二十三 移動式製造設 備又は廃薬焼却場の 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬の停滞量、 同時に存置すること ができる特定硝酸ア ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項	視等又は図面により 検査する。
二十二 〔略〕	二十三 第四条の 二第一項第二十 三号の移動式製 造設備又は廃薬 焼却場における 特定硝酸アンモ ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示	視等又は図面により 検査する。
二十二 〔略〕	二十三 移動式製造設 備又は廃薬焼却場の 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬の停滞量、 同時に存置すること ができる特定硝酸ア ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項	視等又は図面により 検査する。

<p>二七 第四条の</p>	<p>の飛散を防ぐた めの措置</p>	<p>二四・二五</p>	<p>〔略〕</p>	<p>二六 第四条の</p>	<p>二第一項第二十</p>	<p>六号の移動式製</p>	<p>造設備の粉じん</p>	<p>の飛散を防ぐた</p>	<p>めの措置</p>
<p>二七 移動式製造設</p>	<p>の状況を、<u>目視</u>等に より検査する。</p>	<p>二四・二五 「略</p>	<p>」</p>	<p>二六 移動式製造設</p>	<p>備の特定硝酸アンモ</p>	<p>ニウム系爆薬及びそ</p>	<p>の原料の粉じんの飛</p>	<p>散を防ぐための措置</p>	<p>の状況を、<u>目視</u>等に より検査する。</p>
<p>二七 第四条の</p>	<p>の飛散を防ぐた めの措置</p>	<p>二四・二五</p>	<p>〔略〕</p>	<p>二六 第四条の</p>	<p>二第一項第二十</p>	<p>六号の移動式製</p>	<p>造設備の粉じん</p>	<p>の飛散を防ぐた</p>	<p>めの措置</p>
<p>二七 移動式製造設</p>	<p>の状況を、<u>目視</u>によ り検査する。</p>	<p>二四・二五 「略</p>	<p>」</p>	<p>二六 移動式製造設</p>	<p>備の特定硝酸アンモ</p>	<p>ニウム系爆薬及びそ</p>	<p>の原料の粉じんの飛</p>	<p>散を防ぐための措置</p>	<p>の状況を、<u>目視</u>によ り検査する。</p>

<p>二十九 第四条の</p>	<p>二十九 移動式製造設</p>
<p>二十九 第四条の</p>	<p>二十九 移動式製造設</p>

二第一項第二十  
七号の移動式製  
造設備の静電気  
を除去する措置

備の静電気を除去す  
る措置の状況を、目  
視等及び記録により  
検査する。

二第一項第二十  
七号の移動式製  
造設備の静電気  
を除去する措置

備の静電気を除去す  
る措置の状況を、目  
視及び記録により検  
査する。

二十八 第四条の  
二第一項第二十  
八号の移動式製  
造設備の製造を  
中止する構造

二十八 移動式製造設  
備について、製造中  
に異常が発生した場  
合に直ちに製造を中  
止することができる  
構造となつているこ  
とを目視等及び図面  
により検査する。

二十八 第四条の  
二第一項第二十  
八号の移動式製  
造設備の製造を  
中止する構造

二十八 移動式製造設  
備について、製造中  
に異常が発生した場  
合に直ちに製造を中  
止することができる  
構造となつているこ  
とを目視及び図面に  
より検査する。

第一項第三十号	三十 第四条の二	ない措置	発し又は発火し	ウム系爆薬が爆	定硝酸アンモニ	擦により当該特	れる回転部の摩	系爆薬と直接触	酸アンモニウム	造設備の特定硝	九号の移動式製	二第一項第二十
に備え付ける収納又	三十 移動式製造設備			する。	及び記録により検査	ない措置を、目視等	が爆発し又は発火し	アンモニウム系爆薬	により当該特定硝酸	触れる回転部の摩擦	ニウム系爆薬と直接	備の特定硝酸アンモ
第一項第三十号	三十 第四条の二	ない措置	発し又は発火し	ウム系爆薬が爆	定硝酸アンモニ	擦により当該特	れる回転部の摩	系爆薬と直接触	酸アンモニウム	造設備の特定硝	九号の移動式製	二第一項第二十
に備え付ける収納又	三十 移動式製造設備			る。	び記録により検査す	ない措置を、目視及	が爆発し又は発火し	アンモニウム系爆薬	により当該特定硝酸	触れる回転部の摩擦	ニウム系爆薬と直接	備の特定硝酸アンモ

の移動式製造設  
備に備え付ける  
収納又は装填す  
るためのホース  
の摩擦、衝撃及  
び静電気に対す  
る安全な措置

三十一 第四条の  
二第一項第三十  
一号の特定硝酸  
アンモニウム系  
爆薬又はその原  
料を過度に加圧

は装填するためのホ  
ースの摩擦、衝撃及  
び静電気に対する安  
全な措置の状況を、  
目視等及び記録によ  
り検査する。

三十一 特定硝酸アン  
モニウム系爆薬又は  
その原料を加圧する  
設備について、当該  
特定硝酸アンモニウ  
ム系爆薬又はその原

の移動式製造設  
備に備え付ける  
収納又は装填す  
るためのホース  
の摩擦、衝撃及  
び静電気に対す  
る安全な措置

三十一 第四条の  
二第一項第三十  
一号の特定硝酸  
アンモニウム系  
爆薬又はその原  
料を過度に加圧

は装填するためのホ  
ースの摩擦、衝撃及  
び静電気に対する安  
全な措置の状況を、  
目視及び記録により  
検査する。

三十一 特定硝酸アン  
モニウム系爆薬又は  
その原料を加圧する  
設備について、当該  
特定硝酸アンモニウ  
ム系爆薬又はその原

することを防ぐ

ための措置

料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないこ

することを防ぐ

ための措置

料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないこ

料の運搬容器	爆薬及びその原	アンモニウム系	二号の特定硝酸	二第一項第三十	三十二 第四条の
--------	---------	---------	---------	---------	----------

できる構造となつて	、かつ、確実に蓋の	さない材料を使用し	料と化学反応を起こ	ム系爆薬又はその原	特定硝酸アンモニウ	容器について、当該	その原料を運搬する	モニウム系爆薬及び	三十二 特定硝酸アン	する。	又は記録により検査	とを、目視等、図面
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----	-----------	-----------

料の運搬容器	爆薬及びその原	アンモニウム系	二号の特定硝酸	二第一項第三十	三十二 第四条の
--------	---------	---------	---------	---------	----------

できる構造となつて	、かつ、確実に蓋の	さない材料を使用し	料と化学反応を起こ	ム系爆薬又はその原	特定硝酸アンモニウ	容器について、当該	その原料を運搬する	モニウム系爆薬及び	三十二 特定硝酸アン	る。	は記録により検査す	とを、目視、図面又
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	----	-----------	-----------

三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場	三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場
--------------------------------------	--------------------------------------

三十三 廃棄焼却場に ついて、移動区域内 に設置されているこ とを、 <u>目視等</u> により 検査する。	三十三の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第
---	--

三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場	三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場
--------------------------------------	--------------------------------------

三十三 廃棄焼却場に ついて、移動区域内 に設置されているこ とを、 <u>目視</u> により検 査する。	三十三の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第
--	--

延焼を遮断する

ための措置

十八項に掲げる完成  
検査の方法により検  
査し、防火壁その他  
の延焼を遮断するた  
めの措置を講じたも  
のについては、当該  
措置の状況を、目視  
等及び図面により検  
査する。ただし、火  
薬類が爆発し又は発  
火することにより周  
辺の施設に危害を及  
ぼすおそれがない場

延焼を遮断する

ための措置

十八項に掲げる完成  
検査の方法により検  
査し、防火壁その他  
の延焼を遮断するた  
めの措置を講じたも  
のについては、当該  
措置の状況を、目視  
及び図面により検査  
する。ただし、火薬  
類が爆発し又は発火  
することにより周辺  
の施設に危害を及ぼ  
すおそれがない場合

別表第二(第四十四条第二項関係)	<p>三十三の三 第四          条の二第一項第          三十三号ハの周          囲の火災を防止          するための措置</p>	<p>合には、当該おそれ          がないことを、目視          等、図面又は記録に          より検査する。</p>
	<p>三十三の三 周囲の火          災を防止するための          措置の状況を、目視          等、図面又は機器等          の作動試験若しくは          その記録により検査          する。</p>	

別表第二(第四十四条第二項関係)	<p>三十三の三 第四          条の二第一項第          三十三号ハの周          囲の火災を防止          するための措置</p>	<p>には、当該おそれが          ないことを、目視、          図面又は記録により          検査する。</p>
	<p>三十三の三 周囲の火          災を防止するための          措置の状況を、目視          、図面又は機器等の          作動試験若しくはそ          の記録により検査す          る。</p>	

<p>検査項目</p>	<p>1 火薬庫の保安距離の基準</p>
<p>保安検査の方法</p>	<p>1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。</p>
<p>検査項目</p>	<p>1 火薬庫の保安距離の基準</p>
<p>保安検査の方法</p>	<p>1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p>

2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	設置場所	二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	四 第二十四条第三 [略]
2 地上式一級火薬庫の基準	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。	四 火薬庫の入口の扉	三 [略]
2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	設置場所	二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	四 第二十四条第三 [略]
2 地上式一級火薬庫の基準	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面により検査する。	四 火薬庫の入口の扉	三 [略]

<p>四号の火薬庫の 入口の扉</p>	<p>の設置の状況及び盗 難を防止するための 措置の状況を、目視 等、凶面又は卷尺そ 他の測定器具を用 いた測定等により検 査する。</p>
<p>五 第二十四条第 五号の火薬庫の 窓</p>	<p>五 火薬庫の窓の設置 の状況並びに直射日 光により火薬類が変 質し、又は爆発し、 若しくは発火するこ とを防止するための</p>
<p>四号の火薬庫の 入口の扉</p>	<p>の設置の状況及び盗 難を防止するための 措置の状況を、目視 、凶面又は卷尺その 他の測定器具を用い た測定等により検査 する。</p>
<p>五 第二十四条第 五号の火薬庫の 窓</p>	<p>五 火薬庫の窓の設置 の状況並びに直射日 光により火薬類が変 質し、又は爆発し、 若しくは発火するこ とを防止するための</p>

---

---

六 第二十四条第  
六号の地盤面か  
らの湿気を防止  
するための措置

---

措置並びに盗難及び  
火災を防止するため  
の措置の状況を、目  
視等、図面又は巻尺  
その他の測定器具を  
用いた測定により検  
査する。

六 火薬庫の床につい  
て、地盤面からの湿  
気を防止するための  
措置の状況を、目視  
等、図面又は巻尺そ  
の他の測定器具を用

---

---

---

六 第二十四条第  
六号の地盤面か  
らの湿気を防止  
するための措置

---

措置並びに盗難及び  
火災を防止するため  
の措置の状況を、目  
視、図面又は巻尺そ  
の他の測定器具を用  
いた測定により検査  
する。

六 火薬庫の床につい  
て、地盤面からの湿  
気を防止するための  
措置の状況を、目視  
、図面又は巻尺その  
他の測定器具を用い

---

---

---

七 第二十四条第  
七号の火薬庫の  
内面

---

いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

---

七 火薬庫の内面に  
いて、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用

---

---

---

七 第二十四条第  
七号の火薬庫の  
内面

---

た測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

---

七 火薬庫の内面に  
いて、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用

---

---

---

していることを、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目等視、図面又は記録により検査する。搬出入装置を有す

---

---

---

---

していることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

---

---

<p>九 第二十四条第 九号の火薬庫の 暖房設備</p>	<p>七の二 第二十四 条第七号の二の 火薬庫の床面</p>
<p>九 火薬庫の暖房設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ</p>	<p>七の二 火薬庫の床面 の材料を、目視等又 は図面により検査す る。</p>
<p>九 第二十四条第 九号の火薬庫の 暖房設備</p>	<p>八 第二十四条第 八号の火薬庫の 換気孔</p>
<p>九 火薬庫の暖房設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ</p>	<p>八 火薬庫の換気孔の 設置の状況及び盗難 を防止するための措 置の状況を、目視又 は図面により検査す る。</p>

---

---

十 第二十四条第  
十号の火薬庫の  
照明設備

---

とを防止するための  
措置の状況及び暖房  
設備の燃焼しやすい  
物との隔離の状況を  
、目視等又は図面に  
より検査する。

十 火薬庫の照明設備  
により火薬類が爆発  
し、又は発火するこ  
とを防止するための  
措置の状況を、目視  
等又は図面により検  
査する。

---

---

---

十 第二十四条第  
十号の火薬庫の  
照明設備

---

とを防止するための  
措置の状況及び暖房  
設備の燃焼しやすい  
物との隔離の状況を  
、目視等又は図面によ  
り検査する。

十 火薬庫の照明設備  
により火薬類が爆発  
し、又は発火するこ  
とを防止するための  
措置の状況を、目視  
又は図面により検査  
する。

---

<p>第十三号の土堤</p>	<p>第十三号の土堤の 目視等により検査す る。</p>	<p>第十三号の土堤</p>	<p>第十三号の土堤の有無を、 目視等により検査す る。</p>	<p>第十二号の避雷 装置</p>	<p>第十二号の避雷装 置の有無を、目視等 により検査する。</p>	<p>第十二号の避雷 装置</p>	<p>第十二号の避雷装 置の有無を、目視 等又は図面により検 査する。</p>
<p>第十一号の火薬 庫の屋根及び小 屋組</p>	<p>第十一号の火薬庫 の屋根の外面及び 小屋組の材質並び に盗難及び火災を 防止するための措 置の状況を、目視 又は図面により検 査する。</p>	<p>第十一号の火薬 庫の屋根及び小 屋組</p>	<p>第十一号の火薬庫 の屋根の外面及び 小屋組の材質並び に盗難及び火災を 防止するための措 置の状況を、目視 又は図面により検 査する。</p>	<p>第十一号の火薬 庫の屋根及び小 屋組</p>	<p>第十一号の火薬庫 の屋根の外面及び 小屋組の材質並び に盗難及び火災を 防止するための措 置の状況を、目視 又は図面により検 査する。</p>	<p>第十一号の火薬 庫の屋根及び小 屋組</p>	<p>第十一号の火薬庫 の屋根の外面及び 小屋組の材質並び に盗難及び火災を 防止するための措 置の状況を、目視 又は図面により検 査する。</p>

<p>第十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備</p>	<p>第十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備</p>	<p>第十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備</p>	<p>第十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置及び消火の活動 のために必要な 措置並びに警戒 設備の設置</p>
<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十五 火薬庫の天井裏 又は屋根に講ずる盗 難を防止するための 措置の状況を、目視 等又は図面により検 査する。</p>
<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備</p>
<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>第十四 防火のための措 置及び消火の活動の ために必要な措置並 びに警戒設備の設置 の状況を、目視又は 図面により検査す る。</p>

<p>3 火薬庫の基準</p>	<p>地上覆土式一級</p> <p>十六 第二十四条 第十六号の盗難を防止するための措置</p>
---------------------	--

	<p>十六 見張人を常時配置しない火薬庫の盗難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査するとともに、盗難を防止するための装置を設置している場合には、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
--	--

<p>3 火薬庫の基準</p>	<p>地上覆土式一級</p> <p>十六 第二十四条 第十六号の警鳴装置</p>
---------------------	--

	<p>十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
--	--

<p>一 「略」</p> <p>二 第二十四条の 二 第一号の火薬 庫の構造</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の構造及び 材質を、目視等及び 図面により検査し、 及び外部構造の壁及 び内部構造の壁の厚 さ並びに間隔を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。</p>
<p>三 第二十四条の 二 第二号の火薬 庫の基礎</p>	<p>三 火薬庫の基礎及び 排水の措置の状況を</p>
<p>一 「略」</p> <p>二 第二十四条の 二 第一号の火薬 庫の構造</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の構造及び 材質を、目視及び図 面により検査し、及 び外部構造の壁及び 内部構造の壁の厚さ 並びに間隔を、巻尺 その他の測定器具を 用いた測定により検 査する。</p>
<p>三 第二十四条の 二 第二号の火薬 庫の基礎</p>	<p>三 火薬庫の基礎及び 排水の措置の状況を 、目視及び図面によ</p>

四 「略」

五 第二十四条の

二第四号及び第

五号の火薬庫の

覆土

、目視等及び図面に

より検査する。

四 「略」

五 火薬庫の覆土の状

況を、目視等及び図

面により検査し、及

び当該覆土の勾配及

び厚さを、巻尺その

他の測定器具を用い

た測定により検査す

る。ただし、当該測

定において、既定の

勾配及び厚さを満た

四 「略」

五 第二十四条の

二第四号及び第

五号の火薬庫の

覆土

り検査する。

四 「略」

五 火薬庫の覆土の状

況を、目視及び図面

により検査し、及び

当該覆土の勾配及び

厚さを、巻尺その他

の測定器具を用いた

測定により検査す

る。ただし、当該測

定において、既定の

勾配及び厚さを満た

していることが目視

<p>三 第二十五条第</p>	<p>設置場所</p> <p>一 号の火薬庫の</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p>	<p>して、目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>三 第二十五条第</p>	<p>設置場所</p> <p>一 号の火薬庫の</p> <p>二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p>	<p>又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>三 第二十五条第</p>	<p>設置場所</p> <p>一 号の火薬庫の</p>	<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p>	<p>又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>三 第二十五条第</p>	<p>火薬庫の防湿構造</p>	<p>一 「略」</p>	<p>又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p>

<p>二 号 の 火 薬 庫 の 構 造</p>	<p>三 火 薬 庫 の 防 湿 構 造 及 び 材 質 を、 目 視 等 及 び 図 面 に よ り 検 査 す る。</p>	<p>四 第 二 十 五 条 第 三 号 の 火 薬 庫 の 外 壁 と 岩 壁 と の 間 の 空 間</p>	<p>四 第 二 十 五 条 第 三 号 の 火 薬 庫 の 外 壁 と 岩 壁 と の 間 の 空 間 の 排 水 の 措 置 の 状 況 を、 目 視 等 及 び 図 面 に よ り 検 査 す る。</p>
<p>五 第 二 十 五 条 第 四 号 の 火 薬 庫 の 入 口 及 び 火 薬 庫 に 通 ず る ト ン ネ ル の 入 口 の 扉</p>	<p>五 火 薬 庫 の 入 口 及 び 火 薬 庫 に 通 ず る ト ン ネ ル の 入 口 の 扉 の 設 置 状 況 及 び 盗 難 を 防</p>	<p>四 第 二 十 五 条 第 三 号 の 火 薬 庫 の 外 壁 と 岩 壁 と の 間 の 空 間</p>	<p>四 第 二 十 五 条 第 三 号 の 火 薬 庫 の 外 壁 と 岩 壁 と の 間 の 空 間 の 排 水 の 措 置 の 状 況 を、 目 視 等 及 び 図 面 に よ り 検 査 す る。</p>
<p>二 号 の 火 薬 庫 の 構 造</p>	<p>及 び 材 質 を、 目 視 及 び 図 面 に よ り 検 査 す る。</p>	<p>四 第 二 十 五 条 第 三 号 の 火 薬 庫 の 外 壁 と 岩 壁 と の 間 の 空 間</p>	<p>四 第 二 十 五 条 第 三 号 の 火 薬 庫 の 外 壁 と 岩 壁 と の 間 の 空 間 の 排 水 の 措 置 の 状 況 を、 目 視 等 及 び 図 面 に よ り 検 査 す る。</p>
<p>五 第 二 十 五 条 第 四 号 の 火 薬 庫 の 入 口 及 び 火 薬 庫 に 通 ず る ト ン ネ ル の 入 口 の 扉</p>	<p>五 火 薬 庫 の 入 口 及 び 火 薬 庫 に 通 ず る ト ン ネ ル の 入 口 の 扉 の 設 置 状 況 及 び 盗 難 を 防 止 す る た め の 措 置 の</p>	<p>四 第 二 十 五 条 第 三 号 の 火 薬 庫 の 外 壁 と 岩 壁 と の 間 の 空 間</p>	<p>四 第 二 十 五 条 第 三 号 の 火 薬 庫 の 外 壁 と 岩 壁 と の 間 の 空 間 の 排 水 の 措 置 の 状 況 を、 目 視 等 及 び 図 面 に よ り 検 査 す る。</p>

---

---

六 第二十五条第

六号の火薬庫の  
地盤の厚さ

---

止するための措置の  
状況を、目視等、図  
面又は卷尺その他の  
測定器具を用いた測  
定等により検査す  
る。

六 火薬庫の地盤の厚  
さを、卷尺その他の  
測定器具を用いた検  
査により検査する。  
ただし、当該測定に  
おいて、既定の厚さ  
を満たしていること

---

---

---

---

六 第二十五条第

六号の火薬庫の  
地盤の厚さ

---

状況を、目視、図面  
又は卷尺その他の測  
定器具を用いた測定  
等により検査する。

六 火薬庫の地盤の厚  
さを、卷尺その他の  
測定器具を用いた検  
査により検査する。  
ただし、当該測定に  
おいて、既定の厚さ  
を満たしていること  
が目視又は図面によ

---

---

庫の基準	5 地下式一級火薬	置 衝動波防止の措	ルの入口前方の	入口又はトンネ	七 第二十五条第	七号の火薬庫の
------	-----------	--------------	---------	---------	----------	---------

る。	び図面により検査す	の状況を、目視等及	の衝動波防止の措置	きる。	等又は図面による検査に替えることがで	る場合に限り、目視	が目視等又は図面に	より容易に判定でき
----	-----------	-----------	-----------	-----	--------------------	-----------	-----------	-----------

庫の基準	5 地下式一級火薬	置 衝動波防止の措	ルの入口前方の	入口又はトンネ	七 第二十五条第	七号の火薬庫の
------	-----------	--------------	---------	---------	----------	---------

る。	図面により検査す	の状況を、目視及び	替えることができ	は図面による検査に	り容易に判定できる	場合に限り、目視又	七 火薬庫の入口又は	トンネルの入口前方	の衝動波防止の措置
----	----------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------

一 「略」	二 第二十五条の	二 第一号の火薬	庫の設置場所
一 「略」	二 火薬庫の設置場所	の状況を、 <u>目視等</u> 及び <u>図面</u> により検査する。	三 第二十五条の
庫の構造	二 第二号の火薬	三 火薬庫の構造及び 材質を、 <u>目視等</u> 及び <u>図面</u> により検査し、 及び外部構造の壁と 内部構造の壁との間 隔を、 <u>卷尺</u> その他の <u>測定器具</u> を用いた測	三 第二十五条の
一 「略」	二 第二十五条の	二 第一号の火薬	庫の設置場所
一 「略」	二 火薬庫の設置場所	の状況を、 <u>目視</u> 及び <u>図面</u> により検査する。	三 第二十五条の
庫の構造	二 第二号の火薬	三 火薬庫の構造及び 材質を、 <u>目視</u> 及び <u>図面</u> により検査し、 及び外部構造の壁と内 部構造の壁との間 隔を、 <u>卷尺</u> その他の <u>測定器具</u> を用いた測 定により検査する。	三 第二十五条の

<p>六 第二十五条の 二第六号の昇降</p>	<p>五 第二十五条の 二第五号の搬出 入用トンネル</p>	<p>四 第二十五条の 二第三号の外部 構造と内部構造 との間の空間</p>	<p>四 第二十五条の 定により検査する。</p>
<p>六 昇降機その他火薬 面により検査する。</p>	<p>五 搬出入用トンネル の設置の状況及び衝 動波防止の措置の状 況を、目視等及び図 面により検査する。</p>	<p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 状況を、目視等及び 図面により検査す る。</p>	<p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 状況を、目視等及び 図面により検査す る。</p>
<p>六 第二十五条の 二第六号の昇降</p>	<p>五 第二十五条の 二第五号の搬出 入用トンネル</p>	<p>四 第二十五条の 二第三号の外部 構造と内部構造 との間の空間</p>	<p>四 第二十五条の 定により検査する。</p>
<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 面により検査する。</p>	<p>五 搬出入用トンネル の設置の状況及び衝 動波防止の措置の状 況を、目視及び図面 により検査する。</p>	<p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 状況を、目視及び図 面により検査する。</p>	<p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 状況を、目視及び図 面により検査する。</p>

機その他火薬類  
の運搬に用いる  
設備

七 第二十五条の

二第七号の放爆  
用トンネル

類の運搬に用いる設  
備の設置の状況及び  
構造を、目視等及び  
図面により検査す  
る。

七

放爆用トンネルの

設置の状況を、目視  
等及び図面により検  
査し、及び放爆用ト  
ンネルの断面積を巻  
尺その他の測定器具  
を用いた測定により  
検査する。ただし、

機その他火薬類  
の運搬に用いる  
設備

七 第二十五条の

二第七号の放爆  
用トンネル

備の設置の状況及び  
構造を、目視及び図  
面により検査する。

七

放爆用トンネルの

設置の状況を、目視  
及び図面により検査  
し、及び放爆用トン  
ネルの断面積を巻尺  
その他の測定器具を  
用いた測定により検  
査する。ただし、当  
該測定において、既

八 第二十五条の 二第八号の火薬 庫の側面及び底 面の地盤の厚さ	
---	--

八 火薬庫の側面及び 底面の地盤の厚さを 、巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ	当該測定において、 既定の値を満たして いることが目視等又 は図面により容易に 判定できる場合に限 り、目視等又は図面 による検査に替える ことができる。
--	--

八 第二十五条の 二第八号の火薬 庫の側面及び底 面の地盤の厚さ	
---	--

八 火薬庫の側面及び 底面の地盤の厚さを 、巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい	定の値を満たしてい ることが目視又は図 面により容易に判定 できる場合に限り、 目視又は図面による 検査に替えることが できる。
---	--

---

---

九 第二十五条の  
二第九号及び第  
十号の土かぶり

---

し、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

九 火薬庫の土かぶりの状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該土かぶり

---

---

---

九 第二十五条の  
二第九号及び第  
十号の土かぶり

---

て、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

九 火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定

---

十 第二十五条の  
二 第二十一号の警

を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

十 警戒設備の設置の

十 第二十五条の  
二 第二十一号の警

器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

十 警戒設備の設置の  
状況を、目視及び図

戒設備	6 地上式二級火薬庫の基準	状況を、 <u>目視等</u> 及び 図面により検査す る。
庫の基準	一 「略」	一 「略」
二 第二十六条第	一項第一号の火	二 火薬庫の構造、材
薬庫の構造	質並びに盗難及び火 災を防止するための 措置の状況を、 <u>目視</u> 等及び図面により検 査する。	査する。
三・四 「略」	五 第二十六条第	三・四 「略」
戒設備	6 地上式二級火薬庫の基準	面により検査する
庫の基準	一 「略」	一 「略」
二 第二十六条第	一項第一号の火	二 火薬庫の構造、材
薬庫の構造	質並びに盗難及び火 災を防止するための 措置の状況を、 <u>目視</u> 及び図面により検査 する。	する。
三・四 「略」	五 第二十六条第	三・四 「略」
五 避雷装置の有無を		

<p>一項第二号の避 雷装置</p>	<p>五 避雷装置の有無を 、目視等により検査 する。</p>
<p>六 第二十六条第 一項第三号の土 堤</p>	<p>六 土堤の有無を、目 視等により検査す る。</p>
<p>七 第二十六条第 一項第四号の他 の二級火薬庫と の間に土堤を設 けない火薬庫の 相互の距離</p>	<p>七 他の二級火薬庫と の間に土堤を設けな い火薬庫の相互の距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に ただし、当該測定に</p>
<p>一項第二号の避 雷装置</p>	<p>、目視により検査す る。</p>
<p>六 第二十六条第 一項第三号の土 堤</p>	<p>六 土堤の有無を、目 視により検査する。</p>
<p>七 第二十六条第 一項第四号の他 の二級火薬庫と の間に土堤を設 けない火薬庫の 相互の距離</p>	<p>七 他の二級火薬庫と の間に土堤を設けな い火薬庫の相互の距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に において、既定の距離</p>

<p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十六条第一号の火薬庫の構造</p>
--

<p>において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視</p>
---

<p>7 地中式二級火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十六条第一号の火薬庫の構造</p>
--

<p>を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査</p>
--

<p>三 第二十六条第 二項第二号の穴 を掘って設けら れた火薬庫</p>	<p>等及び図面により検 査する。</p>
<p>三 丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘って設けられた 火薬庫の材質を、目 視により検査する。</p>	<p>三 丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘って設けられた 火薬庫の材質を、目 視により検査する。</p>
<p>8 地上式三級火薬 庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十七条第 一項第一号の火 薬庫の壁</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の壁の材質 を、目視等により検 査し、及び当該壁の</p>
<p>三 第二十六条第 二項第二号の穴 を掘って設けら れた火薬庫</p>	<p>す。</p>
<p>三 丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘って設けられた 火薬庫の材質を、目 視により検査する。</p>	<p>三 丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘って設けられた 火薬庫の材質を、目 視により検査する。</p>
<p>8 地上式三級火薬 庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十七条第 一項第一号の火 薬庫の壁</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の壁の材質 を、目視により検査 し、及び当該壁の厚 さを、巻尺その他の</p>

三 「略」	四 第二十七条第 一項第三号の火 薬又は爆薬と火 工品とを同時に 貯蔵する火薬庫 の隔壁	厚さを、巻尺その他 の測定器具を用いた 測定により検査す る。	三 「略」	四 火薬又は爆薬と火 工品を同時に貯蔵す る火薬庫に設けられ た隔壁の設置の状況 及び材質を、目視等 及び図面により検査 し、及び当該隔壁の 厚さを、巻き尺その
三 「略」	四 第二十七条第 一項第三号の火 薬又は爆薬と火 工品とを同時に 貯蔵する火薬庫 の隔壁	測定器具を用いた測 定により検査する。	三 「略」	四 火薬又は爆薬と火 工品を同時に貯蔵す る火薬庫に設けられ た隔壁の設置の状況 及び材質を、目視及 び図面により検査し 、及び当該隔壁の厚 さを、巻き尺その他 の測定器具を用いた

<p>一 「略」</p> <p>9 庫の基準</p>	<p>五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口</p> <p>六 第二十七条第 一項第五号の火 薬庫の土堤</p>	<p>他の測定器具を用いた検査により検査する。</p> <p>五 火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、<u>目視等</u>又は図面により検査する。</p> <p>六 土堤又は簡易土堤の有無を、<u>目視等</u>により検査する。</p>
<p>一 「略」</p> <p>9 庫の基準</p>	<p>五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口</p> <p>六 第二十七条第 一項第五号の火 薬庫の土堤</p>	<p>検査により検査する。</p> <p>五 火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、<u>目視</u>又は図面により検査する。</p> <p>六 土堤又は簡易土堤の有無を、<u>目視</u>により検査する。</p>

二 第二十七条第

二項第一号の火  
薬庫の地盤の厚

さ

一 「略」

二 火薬庫の地盤の厚

さを、卷尺その他の

測定器具を用いた測

定により検査する。

ただし、当該測定に

おいて、既定の厚さ

を満たしていること

が目視等又は図面に

より容易に判定でき

る場合に限り、目視

等又は図面による検

査に替えることができ

二 第二十七条第

二項第一号の火  
薬庫の地盤の厚

さ

二 火薬庫の地盤の厚

さを、卷尺その他の

測定器具を用いた測

定により検査する。

ただし、当該測定に

おいて、既定の厚さ

を満たしていること

が目視等又は図面に

より容易に判定でき

る場合に限り、目視又

は図面による検査に

替えることができ

る。

三 第二十七条第	二項第二号の火 薬庫の設置場所	10 水蓄火薬庫の基	準	一 第二十七条の	二第一号の火薬 庫の壁及び底面	きる。	三 火薬庫の設置場所 の状況を、目視等及 び図面により検査す る。	る。	準	一 第二十七条の	二第一号の火薬 庫の壁及び底面	三 第二十七条第	二項第二号の火 薬庫の設置場所	10 水蓄火薬庫の基	準	一 第二十七条の	二第一号の火薬 庫の壁及び底面	三 火薬庫の設置場所	の状況を、目視及び 図面により検査す る。	る。	準	一 火薬庫の壁及び底	面の材質並びに火薬 庫の壁及び底面が堅 固で、かつ、水が漏 れるおそれがないこ とを、目視及び図面 により検査し、及び
----------	--------------------	---------------	---	----------	--------------------	-----	--	----	---	----------	--------------------	----------	--------------------	---------------	---	----------	--------------------	------------	-----------------------------	----	---	------------	--

<p>三 第二十七条の 二 第三号の火薬</p>	<p>二 第二十七条の 二 第二号の火薬 庫の屋根</p>
<p>三 火薬庫に設置され</p>	<p>面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 二 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。 三 火薬庫に設置され</p>
<p>三 第二十七条の 二 第三号の火薬</p>	<p>二 第二十七条の 二 第二号の火薬 庫の屋根</p>
<p>三 火薬庫に設置されている水位計及び自</p>	<p>二 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。 三 火薬庫に設置されている水位計及び自</p>

庫の設備	四 第二十七条の	二 第四号の火薬類が流失することを防止するための措置	11 横穴式水蓄火薬	庫の基準	一 「略」	二 第二十七条の
ている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。	四 火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。				一 「略」	
庫の設備	四 第二十七条の	二 第四号の火薬類が流失することを防止するための措置	11 横穴式水蓄火薬	庫の基準	一 「略」	二 第二十七条の
動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。	四 火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。				二 火薬庫の内面が堅	

三第一号の火薬庫の内面	二 火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、 <u>目視等</u> 及び図面により検査する。
三 第二十七条の三 第二号の火薬庫の前面の擁壁	三 火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、 <u>目視等</u> により検査する。
四 第二十七条の三 第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口	四 火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、 <u>目視等</u>
三第一号の火薬庫の内面	固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、 <u>目視</u> 及び図面により検査する。
三 第二十七条の三 第二号の火薬庫の前面の擁壁	三 火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、 <u>目視</u> により検査する。
四 第二十七条の三 第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口	四 火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、 <u>目視</u> により検査する。

五 第二十七条の	により検査する。
三 第四号の火薬	五 火薬庫の出入口に
庫に講ずる盗難	講ずる盗難を防止す
を防止するため	るための措置の状況
の措置	を、目視等により検
12 実包火薬庫の基	査する。
準	
一 第二十七条の	
四 第一項の基準	
イ 「略」	イ 「略」
ロ 第二十七条	イ 「略」
の四 第一項第	ロ 火薬庫の壁の材
一号の火薬庫	質を、目視等によ
五 第二十七条の	五 火薬庫の出入口に
三 第四号の火薬	講ずる盗難を防止す
庫に講ずる盗難	るための措置の状況
を防止するため	を、目視により検査
の措置	する。
12 実包火薬庫の基	
準	
一 第二十七条の	
四 第一項の基準	
イ 「略」	イ 「略」
ロ 第二十七条	ロ 火薬庫の壁の材
の四 第一項第	質を、目視により
一号の火薬庫	検査し、及び当該

二 第二十七条の	の壁
-------------	----

二 第二十七条の	ハ 第二十七条 の四第一項第 二号の火薬庫 の屋根 り検査し、及び当 該壁の厚さを、巻 尺その他の測定器 具を用いた測定に より検査する。 ハ 火薬庫の屋根の 材質を、目視等に より検査し、及び 当該屋根の厚さを 、巻尺その他の測 定器具を用いた測 定により検査す る。
-------------	---

二 第二十七条の	の壁
-------------	----

二 第二十七条の	ハ 第二十七条 の四第一項第 二号の火薬庫 の屋根 壁の厚さを、巻尺 その他の測定器具 を用いた測定によ り検査する。 ハ 火薬庫の屋根の 材質を、目視によ り検査し、及び当 該屋根の厚さを、 巻尺その他の測定 器具を用いた測定 により検査する。
-------------	---

四第二項の基準

イ 「略」

ロ 第二十七条

の四第二項第

一号の火薬庫

の壁及び屋根

イ 「略」

ロ 火薬庫の壁及び

屋根の材質を、目

視等により検査し

、並びに当該壁及

び屋根の厚さを、

巻尺その他の測定

器具を用いた測定

により検査する。

ハ 窓が設けられて

いないことを、目

四第二項の基準

イ 「略」

ロ 第二十七条

の四第二項第

一号の火薬庫

の壁及び屋根

イ 「略」

ロ 火薬庫の壁及び

屋根の材質を、目

視により検査し、

並びに当該壁及び

屋根の厚さを、巻

尺その他の測定器

具を用いた測定に

より検査する。

ハ 窓が設けられて

いないことを、目

視により検査す

13 煙火火薬庫の基 準	全性 動に対する安 全性	四号の火薬庫 における地震 動に対する安 全性	の四第二項第 四号の火薬庫 における地震 動に対する安 全性	ホ 第二十七 条	備 三 号の警戒設 備	の四第二項第 三 号の警戒設 備	二 第二十七 条	の窓
								視等により検査す る。

								視等により検査す る。
								二 警戒設備の設置 の状況を、目視等 及び図面により検 査する。
								ホ 火薬庫における 地震動に対する安 全性を、目視等及 び図面により検査 する。

13 煙火火薬庫の基 準	全性 動に対する安 全性	四号の火薬庫 における地震 動に対する安 全性	の四第二項第 四号の火薬庫 における地震 動に対する安 全性	ホ 第二十七 条	備 三 号の警戒設 備	の四第二項第 三 号の警戒設 備	二 第二十七 条	の窓
								る。

								る。
								二 警戒設備の設置 の状況を、目視及 び図面により検査 する。
								ホ 火薬庫における 地震動に対する安 全性を、目視及び 図面により検査す る。

14 がん具煙火貯蔵 庫及び導火線庫の	14 がん具煙火貯蔵 る。	14 がん具煙火貯蔵 庫及び導火線庫の	14 がん具煙火貯蔵 る。
一 「略」	一 「略」	一 「略」	一 「略」
二 第二十八条第	二 火薬庫の構造、材	二 第二十八条第	二 火薬庫の構造、材
一 号の火薬庫の	質、基礎及び排水の	一 号の火薬庫の	質、基礎及び排水の
構造	措置の状況を、目視	構造	措置の状況を、目視
三〇五 「略」	等及び図面により検	三〇五 「略」	及び図面により検査
六 第二十八条第	査する。	六 第二十八条第	三〇五 「略」
四号の火薬庫の	三〇五 「略」	四号の火薬庫の	六 土堤、簡易土堤又
土堤	六 土堤、簡易土堤又	土堤	は防爆壁の有無を、
目視等により検査す	る。	目視等により検査す	る。

基準	一 「略」	二 第二十九条第	一 号のがん具煙	火貯蔵庫又は導	火線庫の構造	三 第二十九条第	二 号のがん具煙	火貯蔵庫又は導	火線庫の入口の	扉
	一 「略」	二 号のがん具煙火貯蔵庫	又は導火線庫の構造	及び防火の措置を、	目視等又は図面によ	り検査する。	三 号のがん具煙火貯蔵庫	又は導火線庫の入口	の扉に講ずる盗難を	防止するための措置
										の状況を、目視等又
基準	一 「略」	二 第二十九条第	一 号のがん具煙	火貯蔵庫又は導	火線庫の構造	三 第二十九条第	二 号のがん具煙	火貯蔵庫又は導	火線庫の入口の	扉
	一 「略」	二 号のがん具煙火貯蔵庫	又は導火線庫の構造	及び防火の措置を、	目視又は図面により	検査する。	三 号のがん具煙火貯蔵庫	又は導火線庫の入口	の扉に講ずる盗難を	防止するための措置
										の状況を、目視又は
										図面により検査す

<p>16 土堤の基準</p> <p>一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又</p>	<p>15 避雷装置の基準</p>
<p>一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外</p>	<p>15 第三十条の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>は図面により検査する。</p>
<p>16 土堤の基準</p> <p>一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又</p>	<p>15 避雷装置の基準</p>
<p>一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻</p>	<p>15 第三十条の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>

<p>は火薬類一時置 場の本屋の外壁 までの距離</p>	<p>二 第三十一条第 二 号の切通の出 入口を設けた土</p>
<p>壁までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし ていることが目視等 により容易に判定で きる場合に限り、目 視等による検査に替 えることができる。</p>	<p>二 切通の出入口を通 して火薬庫、爆発の</p>
<p>は火薬類一時置 場の本屋の外壁 までの距離</p>	<p>二 第三十一条第 二 号の切通の出 入口を設けた土</p>
<p>尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし ていることが目視に より容易に判定でき る場合に限り、目視 による検査に替える ことができる。</p>	<p>二 切通の出入口を通 して火薬庫、爆発の 危険のある工室又は</p>

堤の構造

三 第三十一条第

三号のトンネル

の出入口を設け

た土堤の構造

危険のある工室又は

火薬類一時置場の本

屋の外壁を見ることが

できない構造とな

っていることを、目

視等により検査す

る。

三 トンネルの出入口

を通して火薬庫、爆

発の危険のある工室

又は火薬類一時置場

の本屋の外壁を見る

ことができない構造

堤の構造

三 第三十一条第

三号のトンネル

の出入口を設け

た土堤の構造

火薬類一時置場の本

屋の外壁を見ることが

できない構造とな

っていることを、目

視により検査する。

三 トンネルの出入口

を通して火薬庫、爆

発の危険のある工室

又は火薬類一時置場

の本屋の外壁を見る

ことができない構造

となっていることを

、目視により検査す

四 第三十一条第

四号の土堤の勾

配

となつてゐることを、目視等により検査する。

四 土堤の勾配を、巻

尺その他の測定器具

を用いた測定により

検査する。ただし、

当該測定において、

既定の勾配を満たし

ていることが目視等

又は図面により容易

に判定できる場合に

限り、目視等又は図

四 第三十一条第

四号の土堤の勾

配

る。

四 土堤の勾配を、巻

尺その他の測定器具

を用いた測定により

検査する。ただし、

当該測定において、

既定の勾配を満たし

ていることが目視又

は図面により容易に

判定できる場合に限

り、目視又は図面に

よる検査に替えるこ

---

---

四の二 第三十一

条第四号の二の

土堤の高さ

---

面による検査に替え

ることができ

四の二 土堤の高さを

、巻尺その他の測定

器具を用いた測定に

より検査する。ただ

し、当該測定におい

て、既定の高さを満

たしていることが目

視等又は図面により

容易に判定できる場

合に限り、目視等又

は図面による検査に

---

---

四の二 第三十一

条第四号の二の

土堤の高さ

---

とができる。

四の二 土堤の高さを

、巻尺その他の測定

器具を用いた測定に

より検査する。ただ

し、当該測定におい

て、既定の高さを満

たしていることが目

視等又は図面により容

易に判定できる場合

に限り、目視又は図

面による検査に替え

ることができ

---

---

---

---

四の三 第三十一

条第四号の三の  
土堤の頂部の厚  
さ

---

替えることができ

る。

四の三 土堤の頂部の  
厚さを、巻尺その他  
の測定器具を用いた  
測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の  
厚さを満たしている  
ことが目視等又は図  
面により容易に判定  
できる場合に限り、  
目視等又は図面によ

---

---

四の三 第三十一

条第四号の三の  
土堤の頂部の厚  
さ

---

四の三 土堤の頂部の

厚さを、巻尺その他  
の測定器具を用いた  
測定により検査す  
る。ただし、当該測  
定において、既定の  
厚さを満たしている  
ことが目視等又は図面  
により容易に判定で  
きる場合に限り、目  
視又は図面による検  
査に替えることがで

五 第三十一条第

五号の堤脚を土留とする土堤

る検査に替えることができる。

五 堤脚を土留とする

土堤の内面の材料を

記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容

五 第三十一条第

五号の堤脚を土留とする土堤

きる。

五 堤脚を土留とする

土堤の内面の材料を

記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に

<p>一 〔略〕</p>	<p>17 簡易土堤の基準</p> <p>六 第三十一条第 六号の土堤を兼 用するときの通 路</p> <p>七 第三十一条第 七号の土堤の堤 面</p>	<p>易に判定できる場合 に限り、目視等又は 図面による検査に替 えることができる。</p> <p>六 土堤を兼用すると きの通路の有無を目 視等により検査す る。</p> <p>七 土堤の崩壊を防止 するための措置の状 況を、目視等により 検査する。</p>
<p>一 〔略〕</p>	<p>17 簡易土堤の基準</p> <p>六 第三十一条第 六号の土堤を兼 用するときの通 路</p> <p>七 第三十一条第 七号の土堤の堤 面</p>	<p>限り、目視又は図面 による検査に替える ことができる。</p> <p>六 土堤を兼用すると きの通路の有無を目 視により検査する。</p> <p>七 土堤の崩壊を防止 するための措置の状 況を、目視により検 査する。</p>

二 第三十一条の

二 第一号の簡易

土堤の勾配

一 「略」

二 簡易土堤の勾配を

、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

二 第三十一条の

二 第一号の簡易

土堤の勾配

二 簡易土堤の勾配を

、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

二の二 第三十一

条の二第一号の

二の簡易土堤の

高さ

る。

二の二 簡易土堤の高

さを、卷尺その他の

測定器具を用いた測

定により検査する。

ただし、当該測定に

おいて、既定の高さ

を満たしていること

が目視等又は図面に

より容易に判定でき

る場合に限り、目視

等又は図面による検

査に替えることがで

二の二 第三十一

条の二第一号の

二の簡易土堤の

高さ

二の二 簡易土堤の高

さを、卷尺その他の

測定器具を用いた測

定により検査する。

ただし、当該測定に

おいて、既定の高さ

を満たしていること

が目視等又は図面に

より容易に判定でき

る場合に限り、目視

又は図面による検査

に替えることができ

る。

二の三 第三十一

条の二第一号の

三の簡易土堤の

頂部の厚さ

きる。

二の三 簡易土堤の頂

部の厚さを、巻尺そ

の他の測定器具を用

いた測定により検査

する。ただし、当該

測定において、既定

の厚さを満たしてい

ることが目視等又は

図面により容易に判

定できる場合に限り

、目視等又は図面に

よる検査に替えるこ

二の三 第三十一

条の二第一号の

三の簡易土堤の

頂部の厚さ

二の三 簡易土堤の頂

部の厚さを、巻尺そ

の他の測定器具を用

いた測定により検査

する。ただし、当該

測定において、既定

の厚さを満たしてい

ることが目視等又は図

面により容易に判定

できる場合に限り、

目視等又は図面による

検査に替えることが

できる。

<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>三 第三十一条の 二 第二号の簡易 土堤の土留</p>	<p>四 第三十一条の 二 第三号の簡易 土堤の頂部</p>	<p>三 第三十一条の 二 第二号の簡易 土堤の土留</p>
<p>18 第三十一条の三の防 爆壁の位置、構造、材 質等を、目視等、 図面</p>	<p>三 簡易土堤の土留並 びに当該土留の側壁 板及び支柱の材質を 、目視等又は図面に より検査する。</p>	<p>四 簡易土堤の頂部の 雨水の浸入を防ぐ構 造を、目視等及び図 面により検査する。</p>	<p>三 簡易土堤の土留並 びに当該土留の側壁 板及び支柱の材質を 、目視等又は図面に より検査する。</p>
<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>三 第三十一条の 二 第二号の簡易 土堤の土留</p>	<p>四 第三十一条の 二 第三号の簡易 土堤の頂部</p>	<p>三 第三十一条の 二 第二号の簡易 土堤の土留</p>
<p>18 第三十一条の三の防 爆壁の位置、構造、材 質等を、目視、 図面及 び測定器具を用いた測</p>	<p>三 簡易土堤の土留並 びに当該土留の側壁 板及び支柱の材質を 、目視又は図面によ り検査する。</p>	<p>四 簡易土堤の頂部の 雨水の浸入を防ぐ構 造を、目視及び図面 により検査する。</p>	<p>三 簡易土堤の土留並 びに当該土留の側壁 板及び支柱の材質を 、目視又は図面によ り検査する。</p>

		別表第三(第四十四条の五第一項関係)	及び測定器具を用いた測定により検査する。
<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、</p>		

		別表第三(第四十四条の五第一項関係)	定により検査する。
<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、</p>		

<p>三 第四条第一項</p>	<p>に 関 し 必 要 な 事 項 の 掲 示 、 危 険 区 域 の 設 定 、 危 険 区 域 が 明 確 に 判 別 で き る よ う な 措 置 並 び に 警 戒 札 の 掲 示 の 状 況</p>	<p>危 険 区 域 の 設 定 、 危 険 区 域 が 明 確 に 判 別 で き る よ う な 措 置 並 び に 警 戒 札 の 掲 示 の 維 持 管 理 状 況 を 、 目 視 等 に よ り 検 査 す る。</p>
<p>三 第四条第一項</p>	<p>に 関 し 必 要 な 事 項 の 掲 示 、 危 険 区 域 の 設 定 、 危 険 区 域 が 明 確 に 判 別 で き る よ う な 措 置 並 び に 警 戒 札 の 掲 示 の 状 況</p>	<p>危 険 区 域 の 設 定 、 危 険 区 域 が 明 確 に 判 別 で き る よ う な 措 置 並 び に 警 戒 札 の 掲 示 の 維 持 管 理 状 況 を 、 目 視 等 に よ り 検 査 す る。</p>

第三号の火災に  
よる延焼を防止  
するための措置

四 第四条第一項  
第四号の危険工

森林内に設けられた  
場合について、火災  
による延焼を防止す  
るための措置の維持  
管理状況を、目視等  
、凶面、巻き尺その  
他の測定器具を用い  
た測定又は機器等の  
作動試験若しくはそ  
の記録により検査す  
る。

四 危険工室等から製  
造所以外の保安物件

第三号の火災に  
よる延焼を防止  
するための措置

四 第四条第一項  
第四号の危険工

森林内に設けられた  
場合について、火災  
による延焼を防止す  
るための措置の維持  
管理状況を、目視、  
凶面、巻き尺その他  
の測定器具を用いた  
測定又は機器等の作  
動試験若しくはその  
記録により検査す  
る。

四 危険工室等から製  
造所以外の保安物件

室等の保安距離

五 第四条第一項  
第四号の二の危

までの距離を、巻尺  
その他の測定器具を  
用いた測定により検  
査する。ただし、当  
該測定において、既  
定の距離を満たして  
いることが目視等に  
より容易に判定でき  
る場合に限り、目視  
等による検査に替え  
ることができる。

五 危険工室等から製  
造所内の他の施設ま

室等の保安距離

五 第四条第一項  
第四号の二の危

までの距離を、巻尺  
その他の測定器具を  
用いた測定により検  
査する。ただし、当  
該測定において、既  
定の距離を満たして  
いることが目視によ  
り容易に判定できる  
場合に限り、目視に  
よる検査に替えるこ  
とができる。

五 危険工室等から製  
造所内の他の施設ま

第五号の危険区	<p>六 第四条第一項</p> <p>危険区域等の保安 間隔</p>
---------	--

ラー室及び煙突が設	<p>六 危険区域内にボー</p> <p>他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。</p>
-----------	--

第五号の危険区	<p>六 第四条第一項</p> <p>危険区域等の保安 間隔</p>
---------	--

ラー室及び煙突が設	<p>六 危険区域内にボー</p> <p>他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p>
-----------	--

七 第四条第一項	六の二 「略」	域内のボイラー室及び煙突
七 爆発の危険のある	六の二 「略」	置されていないことを、目視等又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
七 第四条第一項	六の二 「略」	域内のボイラー室及び煙突
七 爆発の危険のある	六の二 「略」	置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

<p>第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p>	<p>八 「略」</p>	<p>九 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又</p>
<p>工室の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>	<p>八 「略」</p>	<p>九 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵</p>
<p>第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料</p>	<p>八 「略」</p>	<p>九 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又</p>
<p>工室の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>八 「略」</p>	<p>九 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵</p>

---

---

は防火壁の設置  
その他の延焼を  
遮断するための  
措置

---

することができ  
ん具煙火を貯蔵する  
火薬類一時置場の場  
合であつて、土堤、  
簡易土堤又は防爆壁  
を省略したものにつ  
いては、当該火薬類  
一時置場の維持管理  
状況を、別表第四第  
十四項に掲げる保安  
検査の方法により検  
査し、土堤、簡易土  
堤又は防爆壁を省略

---

---

---

---

は防火壁の設置  
その他の延焼を  
遮断するための  
措置

---

することができ  
ん具煙火を貯蔵する  
火薬類一時置場の場  
合であつて、土堤、  
簡易土堤又は防爆壁  
を省略したものにつ  
いては、当該火薬類  
一時置場の維持管理  
状況を、別表第四第  
十四項に掲げる保安  
検査の方法により検  
査し、土堤、簡易土  
堤又は防爆壁を省略

---

---

---

---

十  
〔略〕

十一 第四条第一  
項第八号の発火  
の危険のある工  
室の耐火性構造

---

した場合であつて、  
防火壁の設置その他  
の延焼を遮断するた  
めの措置を講じてい  
るものについては、  
当該措置の維持管理  
状況を、目視等によ  
り検査する。

十  
〔略〕

十一 発火の危険のあ  
る工室の維持管理状  
況を、目視等により  
検査する。

---

---

---

十  
〔略〕

十一 第四条第一  
項第八号の発火  
の危険のある工  
室の耐火性構造

---

した場合であつて、  
防火壁の設置その他  
の延焼を遮断するた  
めの措置を講じてい  
るものについては、  
当該措置の維持管理  
状況を、目視により  
検査する。

十  
〔略〕

十一 発火の危険のあ  
る工室の維持管理状  
況を、目視により検  
査する。

---

備	<p>十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>	<p>十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他の 延焼を遮断する ための措置</p>	<p>十二 発火の危険のあ る工室と他の施設と の間への防火壁の設 置その他の延焼を遮 断するための措置の 維持管理状況を、目 視等により検査す る。 十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。また、</p>
備	<p>十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>	<p>十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他の 延焼を遮断する ための措置</p>	<p>十二 発火の危険のあ る工室と他の施設と の間への防火壁の設 置その他の延焼を遮 断するための措置の 維持管理状況を、目 視により検査する。 十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備の維持管理 状況を、目視により 検査する。また、当</p>

---

---

十三の二 第四条  
第一項第九号の  
三の無煙火薬の  
分解及び発火を  
防止するための  
措置並びに当該  
無煙火薬が発火  
したときに爆発  
を防止するため

---

当該消火設備の性能  
を、作動試験又はそ  
の記録により検査す  
る。

十三の二 無煙火薬を  
存置する火薬類一時  
置場における火薬の  
分解及び発火を防止  
するための措置並び  
に当該発火による爆  
発を防止するための  
措置の維持管理状況  
を、目視等、図面、

---

---

---

十三の二 第四条  
第一項第九号の  
三の無煙火薬の  
分解及び発火を  
防止するための  
措置並びに当該  
無煙火薬が発火  
したときに爆発  
を防止するため

---

該消火設備の性能を  
、作動試験又はその  
記録により検査す  
る。

十三の二 無煙火薬を  
存置する火薬類一時  
置場における火薬の  
分解及び発火を防止  
するための措置並び  
に当該発火による爆  
発を防止するための  
措置の維持管理状況  
を、目視、図面、測

---

の措置	<p>十四 第四条第一 項第十号の危険 工室の付近の消 火の設備</p>	<p>測定器具を用いた測 定又は機器等の作動 試験若しくはその記 録により検査する。</p>
<p>十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>	<p>十四 危険工室の付近 の消火の設備の維持 管理状況を、<u>目視等</u> により検査する。</p>	<p>十五 危険工室の窓及 び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな っていることを、<u>目</u></p>
の措置	<p>十四 第四条第一 項第十号の危険 工室の付近の消 火の設備</p>	<p>定器具を用いた測定 又は機器等の作動試 験若しくはその記録 により検査する。</p>
<p>十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>	<p>十四 危険工室の付近 の消火の設備の維持 管理状況を、<u>目視に</u> より検査する。</p>	<p>十五 危険工室の窓及 び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな っていることを、<u>目</u></p>

十五の二 第四条

第一項第十一号

口の危険工室の  
扉及び窓に用い  
る金具

視等により検査す  
る。

十五の二 危険工室の

窓及び扉に用いる金

具の維持管理状況を

、目視等により検査

する。ただし、摩擦

により火薬類が爆発

し又は発火するおそ

れがない場合には、

当該おそれがないこ

とを、目視等、図面

又は記録により検査

十五の二 第四条

第一項第十一号

口の危険工室の  
扉及び窓に用い  
る金具

視により検査する。

十五の二 危険工室の

窓及び扉に用いる金

具の維持管理状況を

、目視により検査す

る。ただし、摩擦に

より火薬類が爆発し

又は発火するおそれ

がない場合には、当

該おそれがないこと

を、目視、図面又は

記録により検査す

十五の三 第四条

第一項第十一号

ハの危険工室の

窓

する。

十五の三 危険工室の

窓について、火薬類

が爆発し又は発火す

ることを防止するた

めの措置の維持管理

状況を、目視等によ

り検査する。ただし

、直射日光により火

薬類が爆発し又は発

火するおそれがない

場合には、当該おそ

れがないことを、目

十五の三 第四条

第一項第十一号

ハの危険工室の

窓

る。

十五の三 危険工室の

窓について、火薬類

が爆発し又は発火す

ることを防止するた

めの措置の維持管理

状況を、目視により

検査する。ただし、

直射日光により火薬

類が爆発し又は発火

するおそれがない場

合には、当該おそ

れがないことを、目視

<p>十六の二 第四条 第一項第十二号 口の飛散した火</p>	<p>十六 第四条第一 項第十二号イの 内面の剥離及び 内面の一部が火 薬類に混入する ことを防止する ための措置</p>
<p>十六の二 危険工室の 内面について、飛散 した火薬類の浸透又</p>	<p>視等、<u>図面</u>又は記録 により検査する。 十六 危険工室の内面 の剥離及び内面の一 部が火薬類に混入す ることを防止するた めの措置の維持管理 状況を、<u>目視</u>等又は <u>図面</u>により検査す る。</p>
<p>十六の二 第四条 第一項第十二号 口の飛散した火</p>	<p>十六 第四条第一 項第十二号イの 内面の剥離及び 内面の一部が火 薬類に混入する ことを防止する ための措置</p>
<p>十六の二 危険工室の 内面について、飛散 した火薬類の浸透又</p>	<p>、<u>図面</u>又は記録によ り検査する。 十六 危険工室の内面 の剥離及び内面の一 部が火薬類に混入す ることを防止するた めの措置の維持管理 状況を、<u>目視</u>又は<u>図 面</u>により検査する。</p>

---

---

薬類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置及び  
飛散した火薬類  
を容易に除去で  
きる措置

---

は浸入を防止するた  
めの措置の維持管理  
状況を、目視等又は  
図面により検査し、  
及び飛散した火薬類  
を容易に除去するた  
めの措置の維持管理  
状況を、目視等又は  
図面により検査す  
る。ただし、火薬類  
が飛散するおそれ  
がない場合には、当該  
おそれがないことを

---

---

薬類の浸透又は  
浸入を防止する  
ための措置及び  
飛散した火薬類  
を容易に除去で  
きる措置

---

は浸入を防止するた  
めの措置の維持管理  
状況を、目視又は図  
面により検査し、及  
び飛散した火薬類を  
容易に除去するため  
の措置の維持管理状  
況を、目視又は図面  
により検査する。た  
だし、火薬類が飛散  
するおそれがない場  
合には、当該おそれ  
がないことを、目視

---

---

<p>十六の三 第四条          第一項第十二号          ハの床面の、火          薬類が落下する          ことにより爆発          し又は発火する          ことを防止する          ための措置</p>	<p>、目視等、<u>図面</u>又は          記録により検査す          る。</p>
<p>十六の三 第四条          第一項第十二号          ハの床面の、火          薬類が落下する          ことにより爆発          し又は発火する          ことを防止する          ための措置</p>	<p>、<u>図面</u>又は記録によ          り検査する。</p>
<p>十六の三 危険工室の          床面について、火薬          類が落下することに          より爆発し又は発火          することを防止する          ための措置の維持管          理状況を、<u>目視</u>又          は<u>図面</u>により検査す          る。ただし、火薬類          が床面にこぼれ又は</p>	<p>十六の三 危険工室の          床面について、火薬          類が落下することに          より爆発し又は発火          することを防止する          ための措置の維持管          理状況を、<u>目視</u>又は  <u>図面</u>により検査す          る。ただし、火薬類          が床面にこぼれ又は</p>

十六の四 第四条

十六の四 第四条第一

落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の四 第四条

十六の四 第四条第一

落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

第一項第十二号	二の危険工室の床面
項第十二号二の危険	工室の床面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。
十七	「略」
十八 第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限	

第一項第十二号	二の危険工室の床面
項第十二号二の危険	工室の床面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。
十七	「略」
十八 危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視等により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすお	

第一項第十二号	二の危険工室の床面
項第十二号二の危険	工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
十七	「略」
十八 第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限	

第一項第十二号	二の危険工室の床面
項第十二号二の危険	工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
十七	「略」
十八 危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視等により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすお	

十九 第四条第一  
項第十五号イの  
危険工室内の機  
械、器具又は容  
器の、摩擦によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火しな  
い構造

おそれがない場合に  
は、当該おそれがな  
いことを、目視等、  
図面又は記録により  
検査する。

十九 危険工室内の機  
械、器具又は容器に  
ついて、摩擦により  
火薬類が爆発し又は  
発火しない構造とな  
っていることを、目  
視等又は図面により  
検査する。ただし、

十九 第四条第一  
項第十五号イの  
危険工室内の機  
械、器具又は容  
器の、摩擦によ  
り火薬類が爆発  
し又は発火しな  
い構造

それがない場合には  
、当該おそれがない  
ことを、目視、図面  
又は記録により検査  
する。

十九 危険工室内の機  
械、器具又は容器に  
ついて、摩擦により  
火薬類が爆発し又は  
発火しない構造とな  
っていることを、目  
視又は図面により検  
査する。ただし、摩

---

---

十九の二 第四条  
第一項第十五号  
口の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、振動  
又は衝撃により

---

摩擦により火薬類が  
爆発し又は発火する  
おそれがない場合に  
は、当該おそれがな  
いことを、目視等、  
図面又は記録により  
検査する。

---

十九の二 危険工室内  
の機械、器具又は容  
器について、振動又  
は衝撃により火薬類  
が爆発し又は発火し  
ない構造となつてい

---

---

---

十九の二 第四条  
第一項第十五号  
口の危険工室内  
の機械、器具又  
は容器の、振動  
又は衝撃により

---

擦により火薬類が爆  
発し又は発火するお  
それがない場合には  
、当該おそれがない  
ことを、目視、図面  
又は記録により検査  
する。

---

十九の二 危険工室内  
の機械、器具又は容  
器について、振動又  
は衝撃により火薬類  
が爆発し又は発火し  
ない構造となつてい

---

ハの危険工室内	第一項第十五号	十九の三 第四条	火薬類が爆発し 又は発火しない 構造
器について、腐食に	の機械、器具又は容	十九の三 危険工室内	ることを、 <u>目視</u> 等又は は図面により検査す る。ただし、振動又 は衝撃により火薬類 が爆発し又は発火す るおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、 <u>目視</u> 等 、 <u>図面</u> 又は記録によ り検査する。
ハの危険工室内	第一項第十五号	十九の三 第四条	火薬類が爆発し 又は発火しない 構造
器について、腐食に	の機械、器具又は容	十九の三 危険工室内	ることを、 <u>目視</u> 又は は図面により検査す る。ただし、振動又 は衝撃により火薬類 が爆発し又は発火す るおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、 <u>目視</u> 、 <u>図面</u> 又は記録により 検査する。

---

---

の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

より火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつてゐることを、目視等又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査

---

---

の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

より火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつてゐることを、目視等又は図面により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査す

---

---

<p>十九の四 第四条      第一項第十五号      ニの危険工室内      の機械、器具又      は容器の、火薬      類の付着、浸透      又は浸入により      火薬類が爆発し      又は発火しない      構造</p>	<p>する。      十九の四 危険工室内      の機械、器具又は容      器について、火薬類      の付着、浸透又は浸      入により火薬類が爆      発し又は発火しない      構造となつていろこ      とを、<u>目視</u>等又は<u>図</u>      面により検査する。      ただし、火薬類の付      着、浸透又は浸入に      より火薬類が爆発し</p>
<p>十九の四 第四条      第一項第十五号      ニの危険工室内      の機械、器具又      は容器の、火薬      類の付着、浸透      又は浸入により      火薬類が爆発し      又は発火しない      構造</p>	<p>る。      十九の四 危険工室内      の機械、器具又は容      器について、火薬類      の付着、浸透又は浸      入により火薬類が爆      発し又は発火しない      構造となつていろこ      とを、<u>目視</u>又は<u>図</u>      面により検査する。た      だし、火薬類の付着      、浸透又は浸入によ      り火薬類が爆発し又</p>

<p>二十 第四条第一 項第十六号の危 険工室内の暖房 装置</p>	<p>又は発火するおそれ がない場合には、当 該おそれがないこと を、目視等、図面又 は記録により検査す る。</p>
--	---

<p>二十 第四条第一 項第十六号の危 険工室内の暖房 装置</p>	<p>又は発火するおそれ がない場合には、当 該おそれがないこと を、目視等、図面又 は記録により検査す る。</p>
--	---

<p>二十 第四条第一 項第十六号の危 険工室内の暖房 装置</p>	<p>又は発火するおそれ がない場合には、当 該おそれがないこと を、目視等、図面又 は記録により検査す るとともに</p>
--	--

<p>二十 第四条第一 項第十六号の危 険工室内の暖房 装置</p>	<p>又は発火するおそれ がない場合には、当 該おそれがないこと を、目視等、図面又 は記録により検査す るとともに</p>
--	--

<p>の措置</p> <p>を防止するため</p> <p>の爆発又は発火</p> <p>熱による火薬類</p> <p>パラフィンの過</p> <p>一項第十七号の</p> <p>第二十一 第四条第</p>	<p>に、燃烧しやすい物</p> <p>との隔離の維持管理</p> <p>状況を、目視等によ</p> <p>り検査する。</p> <p>第二十一 危険工室内の</p> <p>パラフィン槽につい</p> <p>て、パラフィンの過</p> <p>熱による火薬類の爆</p> <p>発又は発火を防止す</p> <p>るための措置の維持</p> <p>管理状況を、目視等</p> <p>、図面又は機器等の</p> <p>作動試験若しくはそ</p>
<p>の措置</p> <p>を防止するため</p> <p>の爆発又は発火</p> <p>熱による火薬類</p> <p>パラフィンの過</p> <p>一項第十七号の</p> <p>第二十一 第四条第</p>	<p>、燃烧しやすい物と</p> <p>の隔離の維持管理状</p> <p>況を、目視により検</p> <p>査する。</p> <p>第二十一 危険工室内の</p> <p>パラフィン槽につい</p> <p>て、パラフィンの過</p> <p>熱による火薬類の爆</p> <p>発又は発火を防止す</p> <p>るための措置の維持</p> <p>管理状況を、目視、</p> <p>図面又は機器等の作</p> <p>動試験若しくはその</p>

<p>二十二 第四条第 一項第十八号の 危険工室又は火 薬類一時置場を 照明する設備</p>	<p>の記録により検査す る。</p>
<p>二十二 危険工室又は 火薬類一時置場を照 明する設備について 、漏電、可燃性ガス 、粉じん等により火 薬類が爆発し又は発 火することを防止す るための措置の維持 管理状況を、目視等 により検査する。た だし、漏電、可燃性</p>	
<p>二十二 第四条第 一項第十八号の 危険工室又は火 薬類一時置場を 照明する設備</p>	<p>記録により検査す る。</p>
<p>二十二 危険工室又は 火薬類一時置場を照 明する設備について 、漏電、可燃性ガス 、粉じん等により火 薬類が爆発し又は発 火することを防止す るための措置の維持 管理状況を、目視に より検査する。ただ し、漏電、可燃性ガ</p>	

---

二十三 「略」  
二十四 第四条第  
一項第二十号の  
危険工室等にお  
ける必要な事項

---

ガス、粉じん等によ  
り火薬類が爆発し又  
は発火するおそれが  
ない場合には、当該  
おそれがないことを  
、目視等、図面又は  
記録により検査す  
る。

二十三 「略」  
二十四 危険工室等に  
おける火薬類の種類  
及び停滞量、同時に  
存置することができ

---

二十三 「略」  
二十四 第四条第  
一項第二十号の  
危険工室等にお  
ける必要な事項

---

ス、粉じん等により  
火薬類が爆発し又は  
発火するおそれがな  
い場合には、当該お  
それがないことを、  
目視、図面又は記録  
により検査する。

二十三 「略」  
二十四 危険工室等に  
おける火薬類の種類  
及び停滞量、同時に  
存置することができ

---

<p>の揭示</p> <p>二十六 「略」</p>	<p>の揭示</p> <p>二十五 第四条第 一項第二十一号 の普通木造建築 物の耐火的措置</p>
<p>二十六 「略」</p>	<p>る火薬類の原料及び 最大数量、定員、注 意事項その他必要な 事項の揭示の状況並 びに記載内容の維持 管理状況を、目視等 により検査する。</p> <p>二十五 危険工室に面 して設置された普通 木造建築物の維持管 理状況を、目視等に より検査する。</p>
<p>二十六 「略」</p>	<p>の揭示</p> <p>二十五 第四条第 一項第二十一号 の普通木造建築 物の耐火的措置</p>
<p>二十六 「略」</p>	<p>る火薬類の原料及び 最大数量、定員、注 意事項その他必要な 事項の揭示の状況並 びに記載内容の維持 管理状況を、目視に より検査する。</p> <p>二十五 危険工室に面 して設置された普通 木造建築物の維持管 理状況を、目視によ り検査する。</p>

<p>二十七 第四条第 一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ れがある設備の 粉じんの飛散を 防ぐための措置</p>	<p>二十七 火薬類及びそ の原料の粉じんの飛 散するおそれがある 設備について、粉じ んの飛散を防ぐため の措置の維持管理状 況を、目視等により 検査する。</p>
<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による</p>	<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆</p>
<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による</p>	<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆</p>
<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による</p>	<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆</p>

<p>爆発又は発火を防止するための措置</p>	<p>二十九 第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧すること</p>
<p>発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、<u>図面</u>、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防</p>
<p>爆発又は発火を防止するための措置</p>	<p>二十九 第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧すること</p>
<p>発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防</p>

---

---

とを防ぐための

措置

---

ぐための措置の維持  
管理状況を、目視等  
及び機器等の作動試  
験又はその記録によ  
り検査する。ただし  
、当該火薬類又はそ  
の原料が、加圧によ  
り爆発し又は発火す  
るおそれがない場合  
には、当該おそれが  
ないことを、目視等  
、図面又は記録によ  
り検査する。

---

---

---

---

とを防ぐための

措置

---

ぐための措置の維持  
管理状況を、目視及  
び機器等の作動試験  
又はその記録により  
検査する。ただし、  
当該火薬類又はその  
原料が、加圧により  
爆発し又は発火する  
おそれがない場合に  
は、当該おそれがな  
いことを、目視、図  
面又は記録により検  
査する。

---

---

<p>三十 第四条第一 項第二十二号の 四の静電気によ り火薬類が爆発 し又は発火する ことを防止する ための措置</p>	<p>三十 危険工室におけ る静電気により火薬 類が爆発し又は発火 することを防止する ための措置の維持管 理状況を、<u>目視等</u>、 図面又は測定器具を 用いた測定若しくは その記録により検査 する。ただし、静電 気により火薬類が爆 発し又は発火するお それがない場合には</p>
<p>三十 第四条第一 項第二十二号の 四の静電気によ り火薬類が爆発 し又は発火する ことを防止する ための措置</p>	<p>三十 危険工室におけ る静電気により火薬 類が爆発し又は発火 することを防止する ための措置の維持管 理状況を、<u>目視</u>、<u>図</u> 面又は測定器具を用 いた測定若しくはそ の記録により検査す る。ただし、静電気 により火薬類が爆発 し又は発火するおそ れがない場合には、</p>

三十一 「略」

三十二 第四条第

一項第二十三号

の可燃性ガス又

は有毒ガスの排

気装置

、当該おそれがない  
ことを、目視等、図  
面又は記録により検  
査する。

三十一 「略」

三十二 可燃性ガス又

は有毒ガスの排気装

置について、維持管

理状況を、目視等に

より検査し、及び当

該装置の性能を、作

動試験又はその記録

により検査する。た

三十一 「略」

三十二 第四条第

一項第二十三号

の可燃性ガス又

は有毒ガスの排

気装置

当該おそれがないこ  
とを、目視、図面又  
は記録により検査す  
る。

三十一 「略」

三十二 可燃性ガス又

は有毒ガスの排気装

置について、維持管

理状況を、目視によ

り検査し、及び当該

装置の性能を、作動

試験又はその記録に

より検査する。ただ

---

---

三十三 第四条第  
一項第二十三号  
の二の火薬類を  
乾燥する工室

---

だし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、

---

---

---

三十三 第四条第  
一項第二十三号  
の二の火薬類を  
乾燥する工室

---

し、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、導

---

---

三十四 第四条第  
一項第二十四号  
の火薬類を乾燥  
する工室内の加  
温装置に施され

---

導火線又は煙火等の  
製造所の場合であつ  
て、火薬類を乾燥す  
る工室を設置しない  
ものについては、日  
乾場の維持管理状況  
を、目視等により検  
査する。

---

三十四 火薬類を乾燥  
する工室内に設置さ  
れた加温装置につい  
て、乾燥中に火薬類  
が爆発し又は発火し

---

---

三十四 第四条第  
一項第二十四号  
の火薬類を乾燥  
する工室内の加  
温装置に施され

---

火線又は煙火等の製  
造所の場合であつて  
、火薬類を乾燥する  
工室を設置しないも  
のについては、日乾  
場の維持管理状況を  
、目視により検査す  
る。

---

三十四 火薬類を乾燥  
する工室内に設置さ  
れた加温装置につい  
て、乾燥中に火薬類  
が爆発し又は発火し

---

た、乾燥中に爆  
発又は発火しな  
いための措置

三十五 第四条第

一項第二十四号  
の二の日乾場の  
乾燥台

ないための措置の維  
持管理状況を、目視  
等により検査し、及  
び当該加温装置の性  
能を、作動試験又は  
その記録により検査  
する。

三十五 日乾場の乾燥

台について、火薬類  
の落下による爆発又  
は発火を防止するた  
めの措置及び砂じん  
等の混入を防止する

た、乾燥中に爆  
発又は発火しな  
いための措置

三十五 第四条第

一項第二十四号  
の二の日乾場の  
乾燥台

ないための措置の維  
持管理状況を、目視  
により検査し、及び  
当該加温装置の性能  
を、作動試験又はそ  
の記録により検査す  
る。

三十五 日乾場の乾燥

台について、火薬類  
の落下による爆発又  
は発火を防止するた  
めの措置及び砂じん  
等の混入を防止する

<p>三十六 第四条第 一項第二十四号 の三の爆発の危 険のある日乾場 の簡易土堤等及 び発火の危険の ある日乾場とそ 他の施設への</p>	<p>ための措置の維持管 理状況を、目視等又 は巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。</p> <p>三十六 爆発の危険の ある日乾場とその他 施設との間に設置し た簡易土堤又は防爆 壁の維持管理状況を 、別表第四第十七項 又は別表第四第十八 項に掲げる保安検査</p>
<p>三十六 第四条第 一項第二十四号 の三の爆発の危 険のある日乾場 の簡易土堤等及 び発火の危険の ある日乾場とそ 他の施設への</p>	<p>ための措置の維持管 理状況を、目視又は 巻尺その他の測定器 具を用いた測定によ り検査する。</p> <p>三十六 爆発の危険の ある日乾場とその他 施設との間に設置し た簡易土堤又は防爆 壁の維持管理状況を 、別表第四第十七項 又は別表第四第十八 項に掲げる保安検査</p>

---

---

防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

---

の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定

---

---

---

---

防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

---

の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器

---

---

設備	放冷するための の四の日乾場の	三十七 第四条第 一項第二十四号	器具を用いた測定に より検査する。ただ し、 <u>目視等</u> 及び <u>図面</u> により容易に判定で きる場合に限り、 <u>目</u> <u>視等</u> 及び <u>図面</u> による 検査に代えることが できる。
設備	放冷するための の四の日乾場の	三十七 第四条第 一項第二十四号	具を用いた測定によ り検査する。ただし 、 <u>目視</u> 及び <u>図面</u> によ り容易に判定できる 場合に限り、 <u>目視</u> 及 び <u>図面</u> による検査に 代えることができ る。

---

---

三十七の二 第四  
条第一項第二十  
四号の五の星打  
ち場又は星掛け  
場の日光の直射  
を防ぐための措

---

乾作業終了後火薬類  
を放冷する必要がな  
い場合には、火薬類  
を放冷する必要がな  
いことを、目視等、  
図面又は記録により  
検査すること。

---

三十七の二 星打ち場  
又は星掛け場におけ  
る日光の直射を防ぐ  
ための措置の維持管  
理状況を、目視等に  
より検査する。

---

---

---

三十七の二 第四  
条第一項第二十  
四号の五の星打  
ち場又は星掛け  
場の日光の直射  
を防ぐための措

---

作業終了後火薬類を  
放冷する必要がない  
場合には、火薬類を  
放冷する必要がない  
ことを、目視、図面  
又は記録により検査  
すること。

---

三十七の二 星打ち場  
又は星掛け場におけ  
る日光の直射を防ぐ  
ための措置の維持管  
理状況を、目視によ  
り検査する。

---

置	三十八 第四条第 一項第二十五号 イの爆発試験場 等
壁その他の延焼 防爆壁又は防火 五号口の土堤、 防爆壁又は防火 壁その他の延焼	三十八の二 第四 条第一項第二十 五号口の土堤、 防爆壁又は防火 壁その他の延焼

三十八 爆発試験場、 燃烧試験場、発射試 験場又は廃棄焼却場 について、危険区域 内に設置されている ことを、 <u>目視</u> 等によ り検査する。	三十八の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁の維持管 理状況を、別表第四
--	--

置	三十八 第四条第 一項第二十五号 イの爆発試験場 等
壁その他の延焼 防爆壁又は防火 五号口の土堤、 防爆壁又は防火 壁その他の延焼	三十八の二 第四 条第一項第二十 五号口の土堤、 防爆壁又は防火 壁その他の延焼

三十八 爆発試験場、 燃烧試験場、発射試 験場又は廃棄焼却場 について、危険区域 内に設置されている ことを、 <u>目視</u> により 検査する。	三十八の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁の維持管 理状況を、別表第四
---	--

---

---

を遮断するための  
の措置

---

第十六項又は第十八  
項に掲げる保安検査  
の方法により検査し  
、防火壁その他の延  
焼を遮断するための  
措置を講じたものに  
ついては、当該措置  
の維持管理状況を、  
目視等及び図面によ  
り検査する。ただし  
、火薬類が爆発し又  
は発火することによ  
り周辺の施設に危害

---

---

---

---

を遮断するための  
の措置

---

第十六項又は第十八  
項に掲げる保安検査  
の方法により検査し  
、防火壁その他の延  
焼を遮断するための  
措置を講じたものに  
ついては、当該措置  
の維持管理状況を、  
目視及び図面により  
検査する。ただし、  
火薬類が爆発し又は  
発火することにより  
周辺の施設に危害を

---

---

---

---

三十九 第四条第  
三十八の三 第四  
条第一項第二十  
五号ハの周囲の  
火災を防止する  
ための措置

---

を及ぼすおそれがな  
い場合には、当該お  
それがないことを、  
目視等、図面又は記  
録により検査する。  
三十八の三 周囲の火  
災を防止するための  
措置の維持管理状況  
を、目視等、図面又  
は機器等の作動試験  
若しくはその記録に  
より検査する。  
三十九 火薬類又はそ

---

---

---

三十九 第四条第  
三十八の三 第四  
条第一項第二十  
五号ハの周囲の  
火災を防止する  
ための措置

---

及ぼすおそれがな  
い場合には、当該おそ  
れがないことを、目  
視、図面又は記録に  
より検査する。  
三十八の三 周囲の火  
災を防止するための  
措置の維持管理状況  
を、目視、図面又は  
機器等の作動試験若  
しくはその記録によ  
り検査する。  
三十九 火薬類又はそ

---

---

<p>一項第二十六号 の火薬類等の運 搬容器</p>	<p>三十九の二 第四</p>	<p>条第一項第二十 六号の二の火薬 類一時置場に無 煙火薬を存置す る場合に使用す る容器</p>
<p>の原料を運搬する容 器の維持管理状況を 、目視等により検査 する。</p>	<p>三十九の二 火薬類一</p>	<p>時置場に無煙火薬を 存置する場合に使用 する容器の維持管理 状況を、目視等によ り検査し、かつ、容 器の容量を、測定器 具を用いた測定によ り検査する。</p>
<p>一項第二十六号 の火薬類等の運 搬容器</p>	<p>三十九の二 第四</p>	<p>条第一項第二十 六号の二の火薬 類一時置場に無 煙火薬を存置す る場合に使用す る容器</p>
<p>の原料を運搬する容 器の維持管理状況を 、目視により検査す る。</p>	<p>三十九の二 火薬類一</p>	<p>時置場に無煙火薬を 存置する場合に使用 する容器の維持管理 状況を、目視により 検査し、かつ、容器 の容量を、測定器具 を用いた測定により 検査する。</p>

<p>四十一 第四条第 一項第二十八号 の火薬類の運搬</p>	<p>四十 第四条第一 項第二十七号の 危険区域内で火 薬類を運搬する 運搬車</p>
<p>四十一 火薬類の運搬 通路について、路面 及び勾配の維持管理</p>	<p>四十 危険区域内で火 薬類を運搬する運搬 車について、運搬す る火薬類その他周囲 の火薬類の爆発又は 発火を防止するため の措置の維持管理状 況を、目視等及び図 面等により検査す る。</p>
<p>四十一 第四条第 一項第二十八号 の火薬類の運搬</p>	<p>四十 第四条第一 項第二十七号の 危険区域内で火 薬類を運搬する 運搬車</p>
<p>四十一 火薬類の運搬 通路について、路面 及び勾配の維持管理</p>	<p>四十 危険区域内で火 薬類を運搬する運搬 車について、運搬す る火薬類その他周囲 の火薬類の爆発又は 発火を防止するため の措置の維持管理状 況を、目視及び図面 等により検査する。</p>

2 製造設備が定置 式製造設備であつ て、不発弾等の解 撤作業を行う製造 施設の場合	一 「略」 二 第四条第二項 第一号の不発弾 等解撤工室等の	通路の路面及び 勾配
---	---	---------------

一 「略」 二 不発弾等解撤工室 等から製造所以外の 保安物件までの距離	状況を目視等又は測 定器具を用いた測定 若しくはその記録に より検査する。	
---	--	--

2 製造設備が定置 式製造設備であつ て、不発弾等の解 撤作業を行う製造 施設の場合	一 「略」 二 第四条第二項 第一号の不発弾 等解撤工室等の	通路の路面及び 勾配
---	---	---------------

一 「略」 二 不発弾等解撤工室 等から製造所以外の 保安物件までの距離	状況を目視又は測定 器具を用いた測定若 しくはその記録によ り検査する。	
---	---	--

保安距離

三 第四条第二項  
第二号の不発弾

を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他

保安距離

三 第四条第二項  
第二号の不発弾

を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他

---

---

等解撤工室等の  
保安間隔

四 第四条第二項

---

の施設までの距離を  
、巻尺その他の測定  
器具を用いた測定に  
より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の距離を満  
たしていることが目  
視等により容易に判  
定できる場合に限り  
、目視等による検査  
に替えることができ  
る。

四 不発弾等解撤工室

---

---

---

等解撤工室等の  
保安間隔

四 第四条第二項

---

の施設までの距離を  
、巻尺その他の測定  
器具を用いた測定に  
より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の距離を満  
たしていることが目  
視により容易に判定  
できる場合に限り、  
目視による検査に替  
えることができる。

四 不発弾等解撤工室

---

<p>第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料</p>	<p>の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>
<p>五 第四条第二項 第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁</p>	<p>五 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、<u>目視等</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>六 「略」 七 第四条第二項 第七号の鋼製チャンネルの床面に</p>	<p>六 「略」 七 鋼製チャンネルの床面に不発弾等が直接接することがなく、</p>
<p>第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料</p>	<p>の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>五 第四条第二項 第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁</p>	<p>五 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>六 「略」 七 第四条第二項 第七号の鋼製チャンネルの床面に</p>	<p>六 「略」 七 鋼製チャンネルの床面に不発弾等が直接接することがなく、</p>

<p>九 第四条第二項 第九号の温度上</p>	<p>九 解撤作業中における温度上昇を防止す</p>	<p>九 第四条第二項 第九号の温度上</p>	<p>九 解撤作業中における温度上昇を防止す</p>
<p>八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備</p>	<p>八 遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>	<p>八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備</p>	<p>八 遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置</p>	<p>かつ、落下しない措置の維持管理状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置</p>	<p>かつ、落下しない措置の維持管理状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>

---

---

昇を防止するた

めの措置

---

るための措置の維持  
管理状況を、目視等  
、図面又は機器等の  
作動試験若しくはそ  
の記録により検査す  
る。ただし、温度上  
昇により不発弾等が  
爆発し又は発火する  
おそれがない場合に  
は、温度上昇により  
不発弾等が爆発し又  
は発火するおそれが  
ないことを、目視等

---

---

---

---

昇を防止するた

めの措置

---

るための措置の維持  
管理状況を、目視、  
図面又は機器等の作  
動試験若しくはその  
記録により検査す  
る。ただし、温度上  
昇により不発弾等が  
爆発し又は発火する  
おそれがない場合に  
は、温度上昇により  
不発弾等が爆発し又  
は発火するおそれが  
ないことを、目視、

---

---

十 第四条第二項

第十号のウォー  
タージェットの  
水圧及び研磨剤  
の量が過剰にな  
ることを防ぐた  
めの装置

、  
図面又は記録によ  
り検査する。

十 解撤に使用するウ

ォータージェットの  
水圧及び研磨剤の量  
が過剰になることを  
防ぐための装置の維  
持管理状況を、目視  
等により検査し、及  
び当該装置の機能を  
、作動試験又はその  
記録により検査す  
る。

十 第四条第二項

第十号のウォー  
タージェットの  
水圧及び研磨剤  
の量が過剰にな  
ることを防ぐた  
めの装置

図面又は記録により  
検査する。

十 解撤に使用するウ

ォータージェットの  
水圧及び研磨剤の量  
が過剰になることを  
防ぐための装置の維  
持管理状況を、目視  
により検査し、及び  
当該装置の機能を、  
作動試験又はその記  
録により検査する。

<p>置</p>	<p>断するための措 他の延焼を遮 壁又は防火壁そ の他の延焼を遮 断するための措 置</p>	<p>十一の二 第四条 第二項第十一号 口の土堤、防爆 壁又は防火壁そ の他の延焼を遮 断するための措 置</p>	<p>十一 第四条第二 項第十一号イの 不発弾等廃棄処 理場</p>
<p>し、防火壁その他 の</p>	<p>査の方法により検査 八項に掲げる保安検 査の方法により検査 し、防火壁その他 の</p>	<p>爆壁を設置したもの については、土堤又 は防爆壁を、別表第 四第十六項又は第十 八項に掲げる保安検 査の方法により検査 し、防火壁その他 の</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処 理場について、危険 区域内に設置されて いることを、目視等 により検査する。</p>
<p>置</p>	<p>断するための措 他の延焼を遮 壁又は防火壁そ の他の延焼を遮 断するための措 置</p>	<p>十一の二 第四条 第二項第十一号 口の土堤、防爆 壁又は防火壁そ の他の延焼を遮 断するための措 置</p>	<p>十一 第四条第二 項第十一号イの 不発弾等廃棄処 理場</p>
<p>し、防火壁その他 の</p>	<p>査の方法により検査 八項に掲げる保安検 査の方法により検査 し、防火壁その他 の</p>	<p>爆壁を設置したもの については、土堤又 は防爆壁を、別表第 四第十六項又は第十 八項に掲げる保安検 査の方法により検査 し、防火壁その他 の</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処 理場について、危険 区域内に設置されて いることを、目視に より検査する。</p>

---

---

延焼を遮断するため  
の措置を講じたもの  
については、当該措  
置の維持管理状況を  
、目視等及び図面に  
より検査する。ただ  
し、火薬類が爆発し  
又は発火することに  
より周辺の施設に危  
害を及ぼすおそれが  
ない場合には、当該  
おそれがないことを  
、目視等、図面又は

---

---

---

---

延焼を遮断するため  
の措置を講じたもの  
については、当該措  
置の維持管理状況を  
、目視及び図面によ  
り検査する。ただし  
、火薬類が爆発し又  
は発火することによ  
り周辺の施設に危害  
を及ぼすおそれがな  
い場合には、当該お  
それがないことを、  
目視、図面又は記録

---

---

<p>3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第</p>	<p>十一の三 第四条 第二項第十一号 ハの周囲の火災 を防止するため の措置</p>
<p>一 製造所の標識及び</p>	<p>記録により検査する。 十一の三 周囲の火災 を防止するための措 置の維持管理状況を 、目視等、図面又は 機器等の作動試験若 しくはその記録によ り検査する。</p>
<p>3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第</p>	<p>十一の三 第四条 第二項第十一号 ハの周囲の火災 を防止するため の措置</p>
<p>一 製造所の標識及び</p>	<p>により検査する。 十一の三 周囲の火災 を防止するための措 置の維持管理状況を 、目視、図面又は機 器等の作動試験若し くはその記録により 検査する。</p>

<p>三 第四条の二第 一項第三号の火</p>	<p>一項第一号の標 識及び爆発又は 発火に関し必要 な事項の揭示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 揭示の状況</p>
<p>三 第四条の二第 一項第三号の火</p>	<p>爆発又は発火に関し 必要な事項の揭示、 移動区域の設定並び に警戒札の揭示の維 持管理状況を、目視 等又は図面により検 査する。</p>
<p>三 第四条の二第 一項第三号の火</p>	<p>一項第一号の標 識及び爆発又は 発火に関し必要 な事項の揭示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 揭示の状況</p>
<p>三 第四条の二第 一項第三号の火</p>	<p>爆発又は発火に関し 必要な事項の揭示、 移動区域の設定並び に警戒札の揭示の維 持管理状況を、目視 又は図面により検査 する。</p>

<p>一項第五号の移</p>	<p>五 第四条の二第</p>	<p>四 「略」</p>	<p>災による延焼を防止するための措置</p>
----------------	-----------------	--------------	-------------------------

<p>は廃棄焼却場から製</p>	<p>五 移動区域の境界又</p>	<p>四 「略」</p>	<p>場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、<u>図面</u>、<u>卷尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
------------------	-------------------	--------------	---

<p>一項第五号の移</p>	<p>五 第四条の二第</p>	<p>四 「略」</p>	<p>災による延焼を防止するための措置</p>
----------------	-----------------	--------------	-------------------------

<p>は廃棄焼却場から製</p>	<p>五 移動区域の境界又</p>	<p>四 「略」</p>	<p>場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>卷尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
------------------	-------------------	--------------	---

---

---

六 第四条の二第	動区域の境界又は 廃棄焼却場の 保安距離
-------------	----------------------------

---

六 移動式製造設備用	造所以外の保安物件 までの距離を、巻尺 その他の測定器具を 用いた測定により検 査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが目視等に より容易に判定でき る場合に限り、目視 等による検査に替え ることができる。
---------------	---

---

---

---

六 第四条の二第	動区域の境界又は 廃棄焼却場の 保安距離
-------------	----------------------------

---

六 移動式製造設備用	造所以外の保安物件 までの距離を、巻尺 その他の測定器具を 用いた測定により検 査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが目視によ り容易に判定できる 場合に限り、目視に よる検査に替えるこ とができる。
---------------	---

---

<p>一項第六号の移動式製造設備用 工室又は移動式製造設備の危険 間隔</p>	<p>工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替</p>
---	--

<p>一項第六号の移動式製造設備用 工室又は移動式製造設備の危険 間隔</p>	<p>工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替える</p>
---	--

---

---

七 第四条の二第  
一項第七号の廃  
棄焼却場の保安  
間隔

---

えることができる。  
また、移動式製造設  
備の保安間隔が明ら  
かになるような措置  
の維持管理状況を、  
目視等により検査す  
る。

---

七 廃棄焼却場から製  
造所内の他の施設及  
び発破場所までの距  
離を、巻尺その他の  
測定器具を用いた測  
定により検査する。

---

---

---

---

七 第四条の二第  
一項第七号の廃  
棄焼却場の保安  
間隔

---

ことができる。また  
、移動式製造設備の  
保安間隔が明らかに  
なるような措置の維  
持管理状況を、目視  
により検査する。

---

七 廃棄焼却場から製  
造所内の他の施設及  
び発破場所までの距  
離を、巻尺その他の  
測定器具を用いた測  
定により検査する。

---

---

---

---

八 第四条の二第  
一項第八号の移  
動区域内のボイ  
ラー室及び煙突

---

ただし、当該測定に  
おいて、既定の距離  
を満たしていること  
が目視等により容易  
に判定できるときに  
限り、目視等による  
検査に替えることが  
できる。

八 移動区域内にボイ  
ラー室及び煙突が設  
置されていないこと  
を、目視等又は図面  
により検査する。た

---

---

---

八 第四条の二第  
一項第八号の移  
動区域内のボイ  
ラー室及び煙突

---

ただし、当該測定に  
おいて、既定の距離  
を満たしていること  
が目視により容易に  
判定できるときに限  
り、目視による検査  
に替えることができ  
る。

八 移動区域内にボイ  
ラー室及び煙突が設  
置されていないこと  
を、目視又は図面に  
より検査する。ただ

---

<p>九・十 「略」</p> <p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>	
<p>九・十 「略」</p> <p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 、維持管理状況を、 目視等により検査す</p>	<p>だし、移動区域内に 、固体燃料を使用し ないボイラーのボイ ラー室及び煙突が設 置されている場合に は、ボイラーの燃料 の種類を、記録によ り検査する。</p>
<p>九・十 「略」</p> <p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>	
<p>九・十 「略」</p> <p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 、維持管理状況を、 目視により検査す</p>	<p>し、移動区域内に、 固体燃料を使用しな いボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には 、ボイラーの燃料の 種類を、記録により 検査する。</p>

略	十六・十七	料 備の構造及び材 の移動式製造設	第十五 第四条の二 第一項第十五号	十二〜十四	「略	る。また、当該消火 設備の性能を、作動 試験又はその記録に より検査する。
	十六・十七		第十五 移動式製造設備 の内面の維持管理状 況を、目視等により 検査する。	十二〜十四	「略	
	十六・十七	料 備の構造及び材 の移動式製造設	第十五 第四条の二 第一項第十五号	十二〜十四	「略	る。また、当該消火 設備の性能を、作動 試験又はその記録に より検査する。
	十六・十七		第十五 移動式製造設備 の内面の維持管理状 況を、目視により検 査する。	十二〜十四	「略	

<p>十八 第四条の二 第一項第十八号 の移動式製造設 備の移動方法及 び製造方法</p>	<p>十八 製造し及び運搬 する火薬類並びに周 囲の火薬類の爆発又 は発火を起こすおそ れがない車両が使用 されていることを、 目視等、<u>図面</u>、記録 又は測定器具を用い た測定により検査し 、製造のため車両の 動力を使用する場合 にあつては、<u>移動と</u> 製造とが同時にでき</p>
<p>十八 第四条の二 第一項第十八号 の移動式製造設 備の移動方法及 び製造方法</p>	<p>十八 製造し及び運搬 する火薬類並びに周 囲の火薬類の爆発又 は発火を起こすおそ れがない車両が使用 されていることを、 目視、<u>図面</u>、記録又 は測定器具を用いた 測定により検査し、 製造のため車両の動 力を使用する場合に あつては、<u>移動と製</u> 造とが同時にできな</p>

---

---

ない構造であること  
を、目視等、図面又  
は記録により検査し  
、製造のため車両の  
動力を使用しない場  
合にあつては、製造  
のための動力は、特  
定硝酸アンモニウム  
系爆薬を爆発し又は  
発火させるおそれが  
ないものであること  
を、目視等、図面又  
は記録により検査す

---

---

---

---

い構造であることを  
、目視、図面又は記  
録により検査し、製  
造のため車両の動力  
を使用しない場合に  
あつては、製造のた  
めの動力は、特定硝  
酸アンモニウム系爆  
薬を爆発し又は発火  
させるおそれがない  
ものであることを、  
目視、図面又は記録  
により検査する。

---

---

<p>十九の二 第四条 の二第一項第十</p>	<p>十九の二 第四条 設備の機械、器具又</p>
<p>十九 第四条の二 第一項第十九号 イの移動式製造 設備の機械、器 具又は容器の、 摩擦により特定 硝酸アンモニウ ム系爆薬が爆発 し又は発火しな い構造</p>	<p>十九 移動式製造設備 の機械、器具又は容 器について、摩擦に より特定硝酸アンモ ニウム系爆薬が爆発 し又は発火しない構 造となつてゐること を、<u>目視</u>等又は<u>図面</u> により検査する。</p>
<p>十九の二 第四条 の二第一項第十</p>	<p>十九の二 移動式製造 設備の機械、器具又</p>
<p>十九 第四条の二 第一項第十九号 イの移動式製造 設備の機械、器 具又は容器の、 摩擦により特定 硝酸アンモニウ ム系爆薬が爆発 し又は発火しな い構造</p>	<p>十九 移動式製造設備 の機械、器具又は容 器について、摩擦に より特定硝酸アンモ ニウム系爆薬が爆発 し又は発火しない構 造となつてゐること を、<u>目視</u>又は<u>図面</u>に より検査する。</p>

製造設備の機械	食により特定硝酸ア	製造設備の機械	食により特定硝酸ア
九号ハの移動式	は容器について、腐	九号ハの移動式	は容器について、腐
の二第一項第十	設備の機械、器具又	の二第一項第十	設備の機械、器具又
十九の三 第四条	十九の三 移動式製造	十九の三 第四条	十九の三 移動式製造
構造	検査する。	構造	査する。
又は発火しない	視等又は図面により	又は発火しない	視又は図面により検
系爆薬が爆発し	つていることを、目	系爆薬が爆発し	つていることを、目
酸アンモニウム	発火しない構造とな	酸アンモニウム	発火しない構造とな
撃により特定硝	系爆薬が爆発し又は	撃により特定硝	系爆薬が爆発し又は
の、振動又は衝	定硝酸アンモニウム	の、振動又は衝	定硝酸アンモニウム
、器具又は容器	動又は衝撃により特	、器具又は容器	動又は衝撃により特
製造設備の機械	は容器について、振	製造設備の機械	は容器について、振
九号口の移動式		九号口の移動式	

<p>、器具又は容器 の、腐食により 特定硝酸アンモ ニウム系爆薬が 変質し又は爆発 し若しくは発火 しない構造</p> <p>十九の四 第四条 の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア</p>	<p>ンモニウム系爆薬が 変質し又は爆発し若 しくは発火しない構 造となつてゐること を、<u>目視等</u>又は図面 により検査する。</p> <p>十九の四 移動式製造 設備の機械、器具又 は容器について、特 定硝酸アンモニウム 系爆薬の付着、浸透 又は浸入により爆発</p>
<p>、器具又は容器 の、腐食により 特定硝酸アンモ ニウム系爆薬が 変質し又は爆発 し若しくは発火 しない構造</p> <p>十九の四 第四条 の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア</p>	<p>ンモニウム系爆薬が 変質し又は爆発し若 しくは発火しない構 造となつてゐること を、<u>目視</u>又は図面に より検査する。</p> <p>十九の四 移動式製造 設備の機械、器具又 は容器について、特 定硝酸アンモニウム 系爆薬の付着、浸透 又は浸入により爆発</p>

<p>ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>十九の五 第四条 の二第一項第十 九号ホの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 が、振動、衝撃 等により変形し ない構造</p>	<p>し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視等又は図面 により検査する。</p>	<p>ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視等又は図面 により検査する。</p>
<p>ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>十九の五 第四条 の二第一項第十 九号ホの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 が、振動、衝撃 等により変形し ない構造</p>	<p>し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視等又は図面 により検査する。</p>	<p>ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視等又は図面 により検査する。</p>

二十 [略]	二十 [略]	二十 [略]	二十 [略]
二十一 第四条の 二第一項第二十 一号の移動式製 造設備を照明す る設備	二十一 移動式製造設 備を照明する設備に ついて、維持管理状 況を、目視等により 検査する。	二十一 第四条の 二第一項第二十 一号の移動式製 造設備を照明す る設備	二十一 移動式製造設 備を照明する設備に ついて、維持管理状 況を、目視により検 査する。
二十二 [略]	二十二 [略]	二十二 [略]	二十二 [略]
二十三 第四条の 二第一項第二十 三号の移動式製 造設備又は廃棄 焼却場における 特定硝酸アンモ	二十三 移動式製造設 備又は廃棄焼却場の 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬の停滞量、 同時に存置すること ができる特定硝酸ア	二十三 第四条の 二第一項第二十 三号の移動式製 造設備又は廃棄 焼却場における 特定硝酸アンモ	二十三 移動式製造設 備又は廃棄焼却場の 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬の停滞量、 同時に存置すること ができる特定硝酸ア

ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示	二十四・二十五	〔略〕	二十六 第四条の 二第一項第二十 六号の移動式製
ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項 の揭示の状況並びに 記載事項の維持管理 状況を、 <u>目視</u> 等によ り検査する。	二十四・二十五 〔略〕	〕	二十六 移動式製造設 備の特定硝酸アンモ ニウム系爆薬及びそ
ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示	二十四・二十五	〔略〕	二十六 第四条の 二第一項第二十 六号の移動式製
ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項 の揭示の状況並びに 記載事項の維持管理 状況を、 <u>目視</u> により 検査する。	二十四・二十五 〔略〕	〕	二十六 移動式製造設 備の特定硝酸アンモ ニウム系爆薬及びそ

造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	の原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、 <u>目視等</u> により検査する。
二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置	二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、 <u>目視等</u> 及び記録により検査する。
二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合	二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合
造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	の原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、 <u>目視</u> により検査する。
二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置	二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、 <u>目視</u> 及び記録により検査する。
二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合	二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合

<p>造設備の製造を中止する構造</p>	<p>二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触する回転部の摩擦により当該特</p>
<p>合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視等及び図面により検査する。</p>	<p>二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触する回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理</p>
<p>造設備の製造を中止する構造</p>	<p>二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触する回転部の摩擦により当該特</p>
<p>合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視及び図面により検査する。</p>	<p>二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触する回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理</p>

<p>定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置</p>	<p>状況を、目視等及び記録により検査する。</p>
<p>第三十 第四条の二 第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置</p>	<p>第三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視等及び記録により検査する。</p>
<p>定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置</p>	<p>状況を、目視及び記録により検査する。</p>
<p>第三十 第四条の二 第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置</p>	<p>第三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。</p>

<p>三十一 第四条の 二第一項第三十 一号の特定硝酸 アンモニウム系 爆薬又はその原 料を過度に加圧 することを防ぐ ための措置</p>	<p>三十一 特定硝酸アン モニウム系爆薬又は その原料を加圧する 設備について、当該 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬又はその原 料を過度に加圧する ことを防ぐための措 置の維持管理状況を 、目視等、図面又は 機器等の作動試験若 しくはその記録によ り検査する。ただし</p>
<p>三十一 第四条の 二第一項第三十 一号の特定硝酸 アンモニウム系 爆薬又はその原 料を過度に加圧 することを防ぐ ための措置</p>	<p>三十一 特定硝酸アン モニウム系爆薬又は その原料を加圧する 設備について、当該 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬又はその原 料を過度に加圧する ことを防ぐための措 置の維持管理状況を 、目視、図面又は機 器等の作動試験若し くはその記録により 検査する。ただし、</p>

アンモニウム系	二第一項第三十 二号の特定硝酸	三十二 第四条の
---------	--------------------	----------

容器の維持管理状況	その原料を運搬する	三十二 特定硝酸アン モニウム系爆薬及び	、当該特定硝酸アン モニウム系爆薬又は その原料が、加圧に より爆発し又は発火 するおそれがない場 合には、当該おそれ がないことを、目視 等、図面又は記録に より検査する。
-----------	-----------	-------------------------	---

アンモニウム系	二第一項第三十 二号の特定硝酸	三十二 第四条の
---------	--------------------	----------

容器の維持管理状況	その原料を運搬する	三十二 特定硝酸アン モニウム系爆薬及び	当該特定硝酸アンモ ニウム系爆薬又はそ の原料が、加圧によ り爆発し又は発火す るおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、目視、 図面又は記録により 検査する。
-----------	-----------	-------------------------	---

爆薬及びその原	を目視等により検査
料の運搬容器	する。
三十三 第四条の	三十三 廃薬焼却場に
二第一項第三十	ついて、移動区域内
三号イの廃薬焼	に設置されているこ
却場	とを、 <u>目視等</u> により
三十三の二 第四	検査する。
条の二第一項第	三十三の二 土堤又は
三十三号口の土	防爆壁を設置したも
堤、防爆壁又は	のについては、土堤
防火壁その他の	又は防爆壁を、別表
延焼を遮断する	第四第十六項又は第
	十八項に掲げる保安
爆薬及びその原	を目視により検査す
料の運搬容器	る。
三十三 第四条の	三十三 廃薬焼却場に
二第一項第三十	ついて、移動区域内
三号イの廃薬焼	に設置されているこ
却場	とを、 <u>目視</u> により検
三十三の二 第四	査する。
条の二第一項第	三十三の二 土堤又は
三十三号口の土	防爆壁を設置したも
堤、防爆壁又は	のについては、土堤
防火壁その他の	又は防爆壁を、別表
延焼を遮断する	第四第十六項又は第
	十八項に掲げる保安

---

---

ための措置

---

検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺施設の危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれ

---

---

---

---

ための措置

---

検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺施設の危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれが

---

---

一〇三 「略」	4 保安の確保のため の組織及び方法	三十三の三 第四 条の二第一項第 三十三号ハの周 囲の火災を防止 するための措置
------------	-----------------------	--

一〇三 「略」	<p>がないことを、<u>目視</u> 等、<u>図面</u>又は記録に より検査する。</p> <p>三十三の三 周囲の火 災を防止するための 措置の維持管理状況 を、<u>目視</u>等、<u>図面</u>又 は機器等の作動試験 若しくはその記録に より検査する。</p>
------------	--

一〇三 「略」	4 保安の確保のため の組織及び方法	三十三の三 第四 条の二第一項第 三十三号ハの周 囲の火災を防止 するための措置
------------	-----------------------	--

一〇三 「略」	<p>ないことを、<u>目視</u>、 <u>図面</u>又は記録により 検査する。</p> <p>三十三の三 周囲の火 災を防止するための 措置の維持管理状況 を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は 機器等の作動試験若 しくはその記録によ り検査する。</p>
------------	---

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		四 第六条第一項 第四号の点検	五〇十一 「略」
		四 危害予防規程に記 載した点検の方法が 全ての従業者に理解 され、実施され、か つ、維持さ れていることを、記 録により検査する。	五〇十一 「略」
検査項目 1 火薬庫の保安距 離の基準	保安検査の方法	1 第二十三条各項の火 薬庫の外壁から保安物	

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		四 第六条第一項 第四号の巡視及 び点検	五〇十一 「略」
		四 危害予防規程に記 載した巡視及び点検 の方法が全ての従業 者に理解され、実施 され、かつ、維持さ れていることを、記 録により検査する。	五〇十一 「略」
検査項目 1 火薬庫の保安距 離の基準	保安検査の方法	1 第二十三条各項の火 薬庫の外壁から保安物	

一 第二十四条第	2 地上式一級火薬庫の基準
----------	---------------

一 火薬庫の設置場所	<p>件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。</p>
------------	---

一 第二十四条第	2 地上式一級火薬庫の基準
----------	---------------

一 火薬庫の設置場所	<p>件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p>
------------	--

<p>一号の火薬庫の 設置場所</p>	<p>の状況を、<u>目視等</u>及 び図面により検査す る。</p>
<p>二 第二十四条第 二号の火薬庫の 構造</p>	<p>二 火薬庫の維持管理 状況を、<u>目視等</u>によ り検査する。</p>
<p>三 第二十四条第 三号の火薬庫の 壁</p>	<p>三 火薬庫の壁の維持 管理状況を、<u>目視等</u> により検査する。</p>
<p>四 第二十四条第 四号の火薬庫の 入口の扉</p>	<p>四 火薬庫の入口の扉 及び盗難を防止する ための措置の維持管 理状況を、<u>目視等</u>に</p>
<p>一号の火薬庫の 設置場所</p>	<p>の状況を、<u>目視</u>及び 図面により検査す る。</p>
<p>二 第二十四条第 二号の火薬庫の 構造</p>	<p>二 火薬庫の維持管理 状況を、<u>目視</u>により 検査する。</p>
<p>三 第二十四条第 三号の火薬庫の 壁</p>	<p>三 火薬庫の壁の維持 管理状況を、<u>目視</u>に より検査する。</p>
<p>四 第二十四条第 四号の火薬庫の 入口の扉</p>	<p>四 火薬庫の入口の扉 及び盗難を防止する ための措置の維持管 理状況を、<u>目視</u>によ</p>

<p>六 第二十四条第 六号の地盤面か らの湿気を防止 するための措置</p>	<p>五 第二十四条第 五号の火薬庫の 窓</p>
<p>六 火薬庫の床につい て、地盤面からの湿 気を防止するための 措置の維持管理状況 を、目視等により検 査する。ただし、火</p>	<p>より検査する。 五 火薬庫の窓の維持 管理状況を、目視等 、凶面又は巻尺その 他の測定器具を用い た測定により検査す る。</p>
<p>六 第二十四条第 六号の地盤面か らの湿気を防止 するための措置</p>	<p>五 第二十四条第 五号の火薬庫の 窓</p>
<p>六 火薬庫の床につい て、地盤面からの湿 気を防止するための 措置の維持管理状況 を、目視により検査 する。ただし、火薬</p>	<p>り検査する。 五 火薬庫の窓の維持 管理状況を、目視、 凶面又は巻尺その他 の測定器具を用いた 測定により検査す る。</p>

---

---

七 第二十四条第  
七号の火薬庫の  
内面

---

葉類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

七 火薬庫の内面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬

---

---

七 第二十四条第  
七号の火薬庫の  
内面

---

類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

七 火薬庫の内面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類

---

---

<p>八 第二十四条第 八号の火薬庫の 換気孔</p>	<p>七の二 第二十四 条第七号の二の 火薬庫の床面</p>
<p>八 第二十四条第 八号の火薬庫の 換気孔</p>	<p>七の二 火薬庫の床面 の維持管理状況を、 目視等又は図面によ り検査する。</p> <p>八 火薬庫の換気孔の 維持管理状況を、目 視等又は図面により 検査する。</p>
<p>八 第二十四条第 八号の火薬庫の 換気孔</p>	<p>七の二 第二十四 条第七号の二の 火薬庫の床面</p>
<p>八 第二十四条第 八号の火薬庫の 換気孔</p>	<p>七の二 火薬庫の床面 の維持管理状況を、 目視又は図面により 検査する。</p> <p>八 火薬庫の換気孔の 維持管理状況を、目 視又は図面により検 査する。</p>

<p>十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備</p>	<p>九 第二十四条第 九号の火薬庫の 暖房設備</p>
<p>十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための</p>	<p>九 火薬庫の暖房設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための 措置及び暖房設備の 燃焼しやすい物との 隔離の維持管理状況 を、目視等又は図面 により検査する。</p>
<p>十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備</p>	<p>九 第二十四条第 九号の火薬庫の 暖房設備</p>
<p>十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための</p>	<p>九 火薬庫の暖房設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための 措置及び暖房設備の 燃焼しやすい物との 隔離の維持管理状況 を、目視又は図面に より検査する。</p>

第十三号の土堤	状況を、 <u>目視等</u> によ
第十三 第二十四条	十三 土堤の維持管理
装置	により検査する。
第十二号の避雷	<u>目視等</u>
第十二 第二十四条	十二 避雷装置の維持
屋組	等 又は図面により検査する。
庫の屋根及び小	<u>目視</u>
第十一号の火薬	外面及び小屋組の維
第十一 第二十四条	十一 火薬庫の屋根の
により検査する。	より検査する。
を、 <u>目視等</u> 又は図面	を、 <u>目視</u> 又は図面に
措置の維持管理状況	措置の維持管理状況
第十三号の土堤	状況を、 <u>目視</u> により
第十三 第二十四条	十三 土堤の維持管理
装置	より検査する。
第十二号の避雷	<u>目視</u> に
第十二 第二十四条	十二 避雷装置の維持
屋組	又は図面により検査する。
庫の屋根及び小	<u>目視</u>
第十一号の火薬	外面及び小屋組の維
第十一 第二十四条	十一 火薬庫の屋根の
より検査する。	より検査する。
を、 <u>目視</u> 又は図面に	を、 <u>目視</u> 又は図面に
措置の維持管理状況	措置の維持管理状況

<p>十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備</p>	<p>十四 防火のための措 置及び消火の活動の ために必要な措置並 びに警戒設備の維持 管理状況を、目視等 により検査する。</p>
<p>十五 第二十四条 第十五号の天井 裏又は屋根に講 ずる盗難を防止 するための措置</p>	<p>十四 防火のための措 置及び消火の活動の ために必要な措置並 びに警戒設備の維持 管理状況を、目視に より検査する。</p>

---

---

3  
地上覆土式一級

十六 第二十四条  
第十六号の盗難  
を防止するため  
の措置

---

査する。

十六 見張人を常時配  
置しない火薬庫の盗  
難を防止するための  
措置の状況を、目視  
等により検査すると  
ともに、盗難を防止  
するための装置を設  
置している場合には  
、当該装置の機能を  
、作動試験又はその  
記録等により検査す  
る。

---

---

---

3  
地上覆土式一級

十六 第二十四条  
第十六号の警鳴  
装置

---

する。

十六 見張人を常時配  
置しない火薬庫の警  
鳴装置の設置の状況  
を、目視により検査  
し、当該装置の機能  
を、作動試験又はそ  
の記録等により検査  
する。

---

---

火薬庫の基準	
一 「略」	一 「略」
二 第二十四条の	二 火薬庫の維持管理
二 第一号の火薬	二 状況を、目視等によ
庫の構造	り検査する。
三 第二十四条の	三 火薬庫の基礎及び
二 第二号の火薬	排水の措置の維持管
庫の基礎	理状況を、目視等及
四 「略」	び図面により検査す
五 第二十四条の	る。
二 第四号及び第	四 「略」
五	五 火薬庫の覆土の維
火薬庫の基準	
一 「略」	一 「略」
二 第二十四条の	二 火薬庫の維持管理
二 第一号の火薬	二 状況を、目視により
庫の構造	検査する。
三 第二十四条の	三 火薬庫の基礎及び
二 第二号の火薬	排水の措置の維持管
庫の基礎	理状況を、目視及び
四 「略」	図面により検査す
五 第二十四条の	る。
二 第四号及び第	四 「略」
五	五 火薬庫の覆土の維
	持管理状況を、目視

---

---

五号の火薬庫の

覆土

---

持管理状況を、目視等により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は

---

---

---

---

五号の火薬庫の

覆土

---

により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替える

---

---

<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p>	<p>図面による検査に替えることができる。</p>
<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>
<p>二 第二十五条第</p>	<p>二 火薬庫の設置場所</p>
<p>一号の火薬庫の設置場所</p>	<p>の状況を、<u>目視等</u>及び図面により検査する。</p>
<p>三 第二十五条第</p>	<p>三 火薬庫の維持管理</p>
<p>二号の火薬庫の構造</p>	<p>状況を、<u>目視等</u>により検査する。</p>
<p>四 第二十五条第</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩</p>
<p>4 地中式一級火薬庫の基準</p>	<p>ことができる。</p>
<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>
<p>二 第二十五条第</p>	<p>二 火薬庫の設置場所</p>
<p>一号の火薬庫の設置場所</p>	<p>の状況を、<u>目視</u>及び図面により検査する。</p>
<p>三 第二十五条第</p>	<p>三 火薬庫の維持管理</p>
<p>二号の火薬庫の構造</p>	<p>状況を、<u>目視</u>により検査する。</p>
<p>四 第二十五条第</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排</p>

<p>六 第二十五条第</p>	<p>ルの入口の扉</p> <p>に通ずるトンネルの入口及び火薬庫</p>	<p>外壁と岩壁との間の空間</p>
<p>る。</p> <p>視等により検査する。</p>	<p>止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>	<p>壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。</p>
<p>六 第二十五条第</p>	<p>ルの入口の扉</p> <p>に通ずるトンネルの入口及び火薬庫</p>	<p>外壁と岩壁との間の空間</p>
<p>六 火薬庫の地盤の厚</p>	<p>止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。</p>

<p>七 第二十五条第 七号の火薬庫の</p>	<p>六号の火薬庫の 地盤の厚さ</p>
<p>七 火薬庫の入口又は</p>	<p>六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。</p>
<p>七 第二十五条第 七号の火薬庫の</p>	<p>六号の火薬庫の 地盤の厚さ</p>
<p>七 火薬庫の入口又は トンネルの入口前方</p>	<p>さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p>

<p>三 第二十五条の 二 第二号の火薬</p>	<p>三 火薬庫の維持管理</p>	<p>二 第二十五条の 二 第一号の火薬 庫の設置状況</p>	<p>二 火薬庫の設置場所 の状況を、目視等及 び図面により検査す る。</p>	<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>	<p>5 地下式一級火薬 庫の基準</p>	<p>目視等及び図面によ り検査する。</p>	<p>入口又はトンネ ルの入口前方の 衝動波防止の措 置</p>	<p>トンネルの入口前方 の衝動波防止の措置 の維持管理状況を、 目視等及び図面によ り検査する。</p>
<p>三 第二十五条の 二 第二号の火薬</p>	<p>三 火薬庫の維持管理 状況を、目視により</p>	<p>二 第二十五条の 二 第一号の火薬 庫の設置状況</p>	<p>二 火薬庫の設置場所 の状況を、目視及び 図面により検査す る。</p>	<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>	<p>5 地下式一級火薬 庫の基準</p>	<p>検査する。</p>	<p>入口又はトンネ ルの入口前方の 衝動波防止の措 置</p>	<p>の衝動波防止の措置 の維持管理状況を、 目視及び図面により 検査する。</p>

庫の構造	四 第二十五条の	二第三号の外部 構造と内部構造 との間の空間	状況を、目視等によ	り検査する。	四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 維持管理状況を、目
五 第二十五条の	二第五号の搬出 入用トンネル	検査する。	五 搬出入用トンネル の維持管理状況及び 衝動波防止の措置の 維持管理状況を、目	視等及び図面により	
庫の構造	四 第二十五条の	二第三号の外部 構造と内部構造 との間の空間	検査する。	四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 維持管理状況を、目	視及び図面により検
五 第二十五条の	二第五号の搬出 入用トンネル	五 搬出入用トンネル の維持管理状況及び 衝動波防止の措置の 維持管理状況を、目	視及び図面により検		

<p>六 第二十五条の 二第六号の昇降 機その他火薬類 の運搬に用いる 設備</p>	<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 備の維持管理状況を 、目視等及び図面に より検査する。</p>
<p>七 第二十五条の 二第七号の放爆 用トンネル</p>	<p>七 放爆用トンネルの 維持管理状況を、目 視等及び図面により 検査する。</p>
<p>八 第二十五条の 二第八号の火薬 庫の側面及び底 面の地盤の厚さ</p>	<p>八 火薬庫の側面及び 底面の地盤の厚さを 、卷尺その他の測定</p>
<p>六 第二十五条の 二第六号の昇降 機その他火薬類 の運搬に用いる 設備</p>	<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 備の維持管理状況を 、目視等及び図面に より検査する。</p>
<p>七 第二十五条の 二第七号の放爆 用トンネル</p>	<p>七 放爆用トンネルの 維持管理状況を、目 視等及び図面により 検査する。</p>
<p>八 第二十五条の 二第八号の火薬 庫の側面及び底 面の地盤の厚さ</p>	<p>八 火薬庫の側面及び 底面の地盤の厚さを 、卷尺その他の測定 器具を用いた測定に</p>

---

---

九 第二十五条の  
二第九号及び第  
十号の土かぶり

---

器具を用いた測定に  
より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の厚さを満  
たしていることが目  
視等又は図面により  
容易に判断できる場  
合に限り、目視等に  
よる検査に替えるこ  
とができる。

九 火薬庫の土かぶり  
の維持管理状況を、  
目視等により検査し

---

---

---

九 第二十五条の  
二第九号及び第  
十号の土かぶり

---

より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の厚さを満  
たしていることが目  
視等又は図面により容  
易に判断できる場合  
に限り、目視による  
検査に替えることが  
できる。

九 火薬庫の土かぶり  
の維持管理状況を、  
目視により検査し、  
及び当該土かぶりを

---

十  
第二十五条の

、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

十  
第二十五条の

十  
警戒設備の維持管

、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

<p>六 第二十六条第 雷装置</p>	<p>より検査する。</p>	<p>六 第二十六条第 雷装置</p>	<p>より検査する。</p>
<p>五 第二十六条第 一項第二号の避 雷装置</p>	<p>五 避雷装置の維持管 理状況を、<u>目視等</u>に より検査する。</p>	<p>五 第二十六条第 一項第二号の避 雷装置</p>	<p>五 避雷装置の維持管 理状況を、<u>目視</u>によ り検査する。</p>
<p>三・四 「略」</p>	<p>三・四 「略」</p>	<p>三・四 「略」</p>	<p>三・四 「略」</p>
<p>二 第二十六条第 一項第一号の火 薬庫の構造</p>	<p>二 火薬庫の維持管理 状況を、<u>目視等</u>によ り検査する。</p>	<p>二 第二十六条第 一項第一号の火 薬庫の構造</p>	<p>二 火薬庫の維持管理 状況を、<u>目視</u>により 検査する。</p>
<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>
<p>6 地上式二級火薬 庫の基準</p>	<p>より検査する。</p>	<p>6 地上式二級火薬 庫の基準</p>	<p>より検査する。</p>
<p>二 第十一号の警 戒設備</p>	<p>理状況を、<u>目視等</u>に より検査する。</p>	<p>二 第十一号の警 戒設備</p>	<p>理状況を、<u>目視</u>によ り検査する。</p>
<p>六 第二十六条第 土堤の維持管理状</p>	<p>より検査する。</p>	<p>六 第二十六条第 土堤の維持管理状</p>	<p>より検査する。</p>

<p>一項第三号の土堤</p>	<p>七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離</p>
<p>六 土堤の維持管理状況を、目視等により</p>	<p>七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易</p>
<p>一項第三号の土堤</p>	<p>七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離</p>
<p>況を、目視により検査する。</p>	<p>七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限</p>

<p>7 地中式二級火薬庫の基準</p>	<p>に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。</p>
<p>一 「略」</p> <p>二 第二十六条第一号の火薬庫の構造</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>
<p>三 第二十六条第二号の穴</p>	<p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴</p>
<p>7 地中式二級火薬庫の基準</p>	<p>り、目視による検査に替えることができる。</p>
<p>一 「略」</p> <p>二 第二十六条第一号の火薬庫の構造</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p>
<p>三 第二十六条第二号の穴</p>	<p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴</p>

<p>を掘って設けられた火薬庫</p>	<p>8 地上式三級火薬庫の基準</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>三 「略」</p> <p>四 第二十七条第一項第三号の火</p>
<p>ンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>	<p>検査する。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>三 「略」</p> <p>四 火薬又は爆薬と火</p>
<p>を掘って設けられた火薬庫</p>	<p>8 地上式三級火薬庫の基準</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁</p> <p>三 「略」</p> <p>四 第二十七条第一項第三号の火</p>
<p>を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>査する。</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>三 「略」</p> <p>四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵す</p>

<p>薬又は爆薬と火 工品とを同時に 貯蔵する火薬庫 の隔壁</p>	<p>五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口</p>	<p>五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口及び 消火の活動のために 必要な措置の維持管 理状況を、目視等に より検査する。</p>	<p>五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口及び 消火の活動のために 必要な措置の維持管 理状況を、目視等に より検査する。</p>
<p>薬庫の土堤</p>	<p>六 第二十七条第 一項第五号の火 薬庫の土堤</p>	<p>六 土堤又は簡易土堤 の維持管理状況を、 目視等により検査す る。</p>	<p>六 土堤又は簡易土堤 の維持管理状況を、 目視等により検査す る。</p>
<p>薬又は爆薬と火 工品とを同時に 貯蔵する火薬庫 の隔壁</p>	<p>五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口</p>	<p>五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口及び 消火の活動のために 必要な措置の維持管 理状況を、目視等 により検査する。</p>	<p>五 第二十七条第 一項第四号の火 薬庫の入口及び 消火の活動のために 必要な措置の維持管 理状況を、目視等 により検査する。</p>
<p>薬庫の土堤</p>	<p>六 第二十七条第 一項第五号の火 薬庫の土堤</p>	<p>六 土堤又は簡易土堤 の維持管理状況を、 目視により検査す る。</p>	<p>六 土堤又は簡易土堤 の維持管理状況を、 目視により検査す る。</p>

9 地中式三級火薬庫の基準	る。
一 「略」	一 「略」
二 第二十七条第	二 火薬庫の地盤の厚
二項第一号の火	さを、巻尺その他の
薬庫の地盤の厚	測定器具を用いた測
さ	定により検査する。
ただし、当該測定に	おいて、既定の厚さ
を満たしていること	が目視等又は図面に
より容易に判定でき	る。
9 地中式三級火薬庫の基準	
一 「略」	一 「略」
二 第二十七条第	二 火薬庫の地盤の厚
二項第一号の火	さを、巻尺その他の
薬庫の地盤の厚	測定器具を用いた測
さ	定により検査する。
ただし、当該測定に	おいて、既定の厚さ
を満たしていること	が目視又は図面によ
り容易に判定できる	場合に限り、目視又

<p>10 水蓄火薬庫の基 準</p> <p>一 第二十七条の 二 第一号の火薬 庫の壁及び底面</p>	<p>三 第二十七条第 二項第二号の火 薬庫の設置場所</p>
--	---

<p>一 火薬庫の壁及び底 面の維持管理状況を 、目視等により検査</p>	<p>る場合に限り、目視 等又は図面による検 査に替えることがで きる。</p> <p>三 火薬庫の設置場所 の状況を、目視等及 び図面により検査す る。</p>
---	---

<p>10 水蓄火薬庫の基 準</p> <p>一 第二十七条の 二 第一号の火薬 庫の壁及び底面</p>	<p>三 第二十七条第 二項第二号の火 薬庫の設置場所</p>
--	---

<p>一 火薬庫の壁及び底 面の維持管理状況を 、目視により検査す る。</p>	<p>は図面による検査に 替えることができ る。</p> <p>三 火薬庫の設置場所 の状況を、目視及び 図面により検査す る。</p>
--	--

二 第二十七条の	する。
二 第二号の火薬	二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視
庫の屋根	等又は図面により検査する。
三 第二十七条の	査する。
二 第三号の火薬	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の
庫の設備	状況を、目視等及び図面により検査する。
四 第二十七条の	る。
二 第四号の火薬	四 火薬類が流失することを防止するため
類が流失するこ	の措置の維持管理状
二 第二十七条の	二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視
二 第二号の火薬	又は図面により検査する。
庫の屋根	する。
三 第二十七条の	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の
二 第三号の火薬	状況を、目視及び図面により検査する。
庫の設備	る。
四 第二十七条の	四 火薬類が流失することを防止するため
二 第四号の火薬	の措置の維持管理状
類が流失するこ	

<p>四 第二十七条の</p>	<p>庫の前面の擁壁</p>	<p>する。</p>
<p>三 第二十七条の</p>	<p>三 第二号の火薬</p>	<p>壁の維持管理状況を</p>
<p>二 第二十七条の</p>	<p>三 第一号の火薬</p>	<p>、目視等により検査</p>
<p>一 「略」</p>	<p>庫の内面</p>	<p>、目視等により検査</p>
<p>庫の基準</p>	<p>一 「略」</p>	<p>、目視等により検査</p>
<p>11 横穴式水蓄火薬</p>	<p>面により検査する。</p>	<p>況を、目視等又は図</p>
<p>四 第二十七条の</p>	<p>庫の前面の擁壁</p>	<p>る。</p>
<p>三 第二十七条の</p>	<p>三 第二号の火薬</p>	<p>壁の維持管理状況を</p>
<p>二 第二十七条の</p>	<p>三 第一号の火薬</p>	<p>、目視等により検査</p>
<p>一 「略」</p>	<p>庫の内面</p>	<p>、目視等により検査</p>
<p>庫の基準</p>	<p>一 「略」</p>	<p>、目視等により検査</p>
<p>11 横穴式水蓄火薬</p>	<p>により検査する。</p>	<p>況を、目視又は図面</p>

一 第二十七条の	準	12 実包火薬庫の基	の措置	を防止するため	庫に講ずる盗難	三第四号の火薬	五 第二十七条の	の出入口	庫の前面の擁壁	三第三号の火薬
----------	---	------------	-----	---------	---------	---------	----------	------	---------	---------

		により検査する	管理状況を、目視等	るための措置の維持	講ずる盗難を防止す	五 火薬庫の出入口に	する。	、目視等により検査	口の漏水を防ぐ措	四 火薬庫の前面の擁
--	--	---------	-----------	-----------	-----------	------------	-----	-----------	----------	------------

一 第二十七条の	準	12 実包火薬庫の基	の措置	を防止するため	庫に講ずる盗難	三第四号の火薬	五 第二十七条の	の出入口	庫の前面の擁壁	三第三号の火薬
----------	---	------------	-----	---------	---------	---------	----------	------	---------	---------

		より検査する。	管理状況を、目視に	るための措置の維持	講ずる盗難を防止す	五 火薬庫の出入口に	る。	、目視により検査す	置の維持管理状況を	壁に設けられた出入
--	--	---------	-----------	-----------	-----------	------------	----	-----------	-----------	-----------

イ	四第一項の基準
イ	「略」
ロ	第二十七条
	の四第一項第
	一号の火薬庫
	の壁
ハ	第二十七条
	の四第一項第
	二号の火薬庫
	の屋根
ニ	第二十七条の
	四第二項の基準
イ	「略」

イ	「略」
ロ	火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。
ハ	火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視等により検査する。
ニ	第二十七条の
	四第二項の基準
イ	「略」

イ	四第一項の基準
イ	「略」
ロ	第二十七条
	の四第一項第
	一号の火薬庫
	の壁
ハ	第二十七条
	の四第一項第
	二号の火薬庫
	の屋根
ニ	第二十七条の
	四第二項の基準
イ	「略」

イ	「略」
ロ	火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。
ハ	火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視により検査する。
ニ	第二十七条の
	四第二項の基準
イ	「略」

ホ 第二十七条	備	三号の警戒設備	の四第二項第	二 第二十七条	の窓	二号の火薬庫	の四第二項第	ハ 第二十七条	の壁及び屋根	一号の火薬庫	の四第二項第	ロ 第二十七条
る。	等により検査す	管理状況を、目視	二 警戒設備の維持	る。	視等により検査す	いないことを、目	ハ 窓が設けられて	り検査する。	況を、目視等によ	屋根の維持管理状	ロ 火薬庫の壁及び	イ 「略」
ホ 第二十七条	備	三号の警戒設備	の四第二項第	二 第二十七条	の窓	二号の火薬庫	の四第二項第	ハ 第二十七条	の壁及び屋根	一号の火薬庫	の四第二項第	ロ 第二十七条
ホ 火薬庫における		により検査する。	管理状況を、目視	二 警戒設備の維持	る。	視により検査す	いないことを、目	ハ 窓が設けられて	検査する。	況を、目視により	屋根の維持管理状	ロ 火薬庫の壁及び

四	第二十八条第	三	「略」	二	第二十八条第	一	「略」	準	13	煙火火薬庫の基	全性	の四第二項第
												四号の火薬庫
												における地震
												動に対する安
												全性
												ホ
												火薬庫における
												地震動に対する安
												全性を、目視等及
												び図面により検査
												する。
												二
												火薬庫の維持管理
												状況を、目視等によ
												り検査する。
												三
												「略」

四	第二十八条第	三	「略」	二	第二十八条第	一	「略」	準	13	煙火火薬庫の基	全性	の四第二項第
												四号の火薬庫
												における地震
												動に対する安
												全性
												地震動に対する安
												全性を、目視及び
												図面により検査す
												る。
												二
												火薬庫の維持管理
												状況を、目視により
												検査する。
												三
												「略」
												四
												火薬庫の壁の維持

<p>二号の火薬庫の壁</p>	<p>四 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>
<p>五 「略」</p>	<p>五 「略」</p>
<p>六 第二十八条第</p>	<p>六 「略」</p>
<p>四号の火薬庫の土堤</p>	<p>六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>
<p>14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</p>	<p>り検査する。</p>
<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>
<p>二 第二十九条第</p>	<p>一 「略」</p>
<p>一号のがん具煙</p>	<p>二 がん具煙火貯蔵庫</p>
<p>二号の火薬庫の壁</p>	<p>管理状況を、目視により検査する。</p>
<p>五 「略」</p>	<p>五 「略」</p>
<p>六 第二十八条第</p>	<p>六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視により検査する。</p>
<p>四号の火薬庫の土堤</p>	<p>は防爆壁の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>
<p>14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準</p>	<p>検査する。</p>
<p>一 「略」</p>	<p>一 「略」</p>
<p>二 第二十九条第</p>	<p>二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持</p>
<p>一号のがん具煙</p>	<p>又は導火線庫の維持</p>

火貯蔵庫又は導	火線庫の構造	三 第二十九条第	二号のがん具煙	火貯蔵庫又は導	火線庫の入口の	扉	15 避雷装置の基準
又は導火線庫の維持	管理状況を、目視等	する。	三 がん具煙火貯蔵庫	又は導火線庫の入口	の扉の維持管理状況	を、目視等又は図面	15 第三十条の避雷装置
火貯蔵庫又は導	火線庫の構造	三 第二十九条第	二号のがん具煙	火貯蔵庫又は導	火線庫の入口の	扉	15 避雷装置の基準
管理状況を、目視又	は図面により検査す	る。	三 がん具煙火貯蔵庫	又は導火線庫の入口	の扉の維持管理状況	を、目視又は図面に	15 第三十条の避雷装置
具を用いた測定により	視等、図面及び測定器	の維持管理状況を、目	視等、図面及び測定器	具を用いた測定により	を、目視等又は図面	により検査する。	査する。

16	土堤の基準
一	第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離

	検査する。
一	内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等

16	土堤の基準
一	第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離

	一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定でき
--	---

<p>二 第三十一条第 二号の切通の出 入口を設けた土 堤の構造</p>	<p>三 第三十一条第 三号のトンネル の出入口を設け た土堤の構造</p>	<p>四 第三十一条第 四号の土堤の勾</p>	<p>により容易に判定で きる場合に限り、目 視等による検査に替 えることができる。</p>	<p>二 切通の出入口の維 持管理状況を、目視 等により検査する。</p>	<p>三 トンネルの出入口 の維持管理状況を、 目視等により検査す る。</p>	<p>四 土堤の勾配を、巻</p>
<p>二 第三十一条第 二号の切通の出 入口を設けた土 堤の構造</p>	<p>三 第三十一条第 三号のトンネル の出入口を設け た土堤の構造</p>	<p>四 第三十一条第 四号の土堤の勾</p>	<p>る場合に限り、目視 による検査に替える ことができる。</p>	<p>二 切通の出入口の維 持管理状況を、目視 により検査する。</p>	<p>三 トンネルの出入口 の維持管理状況を、 目視により検査す る。</p>	<p>四 土堤の勾配を、巻 尺その他の測定器具</p>

配	<p>四の二 第三十一          条第四号の二の          土堤の高さ</p>
---	---

<p>尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>四の二 土堤の高さを、巻尺その他の測定</p>
--

配	<p>四の二 第三十一          条第四号の二の          土堤の高さ</p>
---	---

<p>を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。</p> <p>四の二 土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定に</p>
--

---

---

四の三 第三十一  
条第四号の三の  
土堤の頂部の厚  
さ

---

器具を用いた測定に  
より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の高さを満  
たしていることが目  
視等又は図面により  
容易に判定できる場  
合に限り、目視等又  
は図面による検査に  
替えることができ  
る。

---

四の三 土堤の頂部の  
厚さを、巻尺その他

---

---

---

四の三 第三十一  
条第四号の三の  
土堤の頂部の厚  
さ

---

より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の高さを満  
たしていることが目  
視又は図面により容  
易に判定できる場合  
に限り、目視又は図  
面による検査に替え  
ることができる。

---

四の三 土堤の頂部の  
厚さを、巻尺その他  
の測定器具を用いた  
測定により検査す

---

留とする土堤	五号の堤脚を土	五 第三十一条第
--------	---------	----------

土堤の維持管理状況	五 堤脚を土留とする	ができる。	る検査に替えること	目視等又は図面によ	できる場合に限り、	面により容易に判定	ことが目視等又は図	厚さを満たしている	定において、既定の	る。ただし、当該測	測定により検査す	の測定器具を用いた
-----------	------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	-----------

留とする土堤	五号の堤脚を土	五 第三十一条第
--------	---------	----------

し、及び土留の高さ	を、目視により検査	土堤の維持管理状況	五 堤脚を土留とする	きる。	査に替えることがで	視又は図面による検	きる場合に限り、目	により容易に判定で	ことが目視又は図面	厚さを満たしている	定において、既定の	る。ただし、当該測
-----------	-----------	-----------	------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

---

---

六  
第三十一条第

---

を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

---

---

六  
第三十一条第

---

六 土堤を兼用すると  
を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

---

---

<p>六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>七 第三十一条第七号の土堤の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配</p>	<p>六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>六 土堤を兼用するときの通路の維持管理</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>	<p>六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>六 土堤を兼用するときの通路の維持管理</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>	<p>六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>六 土堤を兼用するときの通路の維持管理</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>
<p>七 第三十一条第七号の土堤の堤面</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>二 簡易土堤の勾配を、卷尺その他の測定</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>二 簡易土堤の勾配を、卷尺その他の測定</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>二 簡易土堤の勾配を、卷尺その他の測定</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p> <p>二 簡易土堤の勾配を、卷尺その他の測定</p>
<p>六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>七 第三十一条第七号の土堤の堤面</p> <p>17 簡易土堤の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配</p>	<p>六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>六号の土堤を兼用するときの通路</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p>
<p>七 第三十一条第七号の土堤の堤面</p> <p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>二 簡易土堤の勾配を、卷尺その他の測定</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>二 簡易土堤の勾配を、卷尺その他の測定</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>二 簡易土堤の勾配を、卷尺その他の測定</p>	<p>七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>二 簡易土堤の勾配を、卷尺その他の測定</p>

---

---

二の二 第三十一  
条の二第一号の  
二の簡易土堤の

---

器具を用いた測定に  
より検査する。ただ  
し、当該測定におい  
て、既定の勾配を満  
たしていることが目  
視等又は図面により  
容易に判定できる場  
合に限り、目視等又  
は図面による検査に  
替えることができ  
る。

二の二 簡易土堤の高  
さを、巻尺その他の

---

---

---

二の二 第三十一  
条の二第一号の  
二の簡易土堤の

---

し、当該測定におい  
て、既定の勾配を満  
たしていることが目  
視等又は図面により容  
易に判定できる場合  
に限り、目視又は図  
面による検査に替え  
ることができる。

二の二 簡易土堤の高  
さを、巻尺その他の  
測定器具を用いた測

---

<p>三の簡易土堤の</p>	<p>厚さを、巻尺その他</p>	<p>三の簡易土堤の</p>	<p>の測定器具を用いた</p>
<p>条の二第一号の</p>	<p>土堤の頂部の</p>	<p>条の二第一号の</p>	<p>厚さを、巻尺その他</p>
<p>二の三 第三十一</p>	<p>きる。</p>	<p>二の三 第三十一</p>	<p>二の三 土堤の頂部の</p>
<p>測定器具を用いた測</p>	<p>定により検査する。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>ただし、当該測定に</p>	<p>おいて、既定の高さ</p>	<p>は図面による検査に</p>	<p>は図面による検査に</p>
<p>を満たしていること</p>	<p>が目視等又は図面に</p>	<p>替えることができ</p>	<p>替えることができ</p>
<p>より容易に判定でき</p>	<p>る場合に限り、目視</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>が目視等又は図面に</p>	<p>より容易に判定でき</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>る場合に限り、目視</p>	<p>等又は図面による検</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>査に替えることがで</p>	<p>きる。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>測定器具を用いた測</p>	<p>定により検査する。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>ただし、当該測定に</p>	<p>おいて、既定の高さ</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>を満たしていること</p>	<p>が目視等又は図面に</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>より容易に判定でき</p>	<p>る場合に限り、目視</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>が目視等又は図面に</p>	<p>より容易に判定でき</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>る場合に限り、目視</p>	<p>等又は図面による検</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>査に替えることがで</p>	<p>きる。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>測定器具を用いた測</p>	<p>定により検査する。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>ただし、当該測定に</p>	<p>おいて、既定の高さ</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>を満たしていること</p>	<p>が目視等又は図面に</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>より容易に判定でき</p>	<p>る場合に限り、目視</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>が目視等又は図面に</p>	<p>より容易に判定でき</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>る場合に限り、目視</p>	<p>等又は図面による検</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>
<p>査に替えることがで</p>	<p>きる。</p>	<p>る。</p>	<p>る。</p>

頂部の厚さ

- 三 第三十一条の
- 二 第二号の簡易
- 土堤の土留

の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

- 三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁

頂部の厚さ

- 三 第三十一条の
- 二 第二号の簡易
- 土堤の土留

測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

- 三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管

<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>四 第三十一条の 二 第三号の簡易 土堤の頂部</p>
<p>18 第三十一条の三の防 爆壁の維持管理状況を 、目視等、<u>図面</u>及び測 定器具を用いた測定に より検査する。</p>	<p>板及び支柱の維持管 理状況を、<u>目視等</u>に より検査する。 四 簡易土堤の頂部の 維持管理状況を、<u>目 視等</u>により検査す る。</p>

<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>四 第三十一条の 二 第三号の簡易 土堤の頂部</p>
<p>18 第三十一条の三の防 爆壁の維持管理状況を 、<u>目視</u>、<u>図面</u>及び測定 器具を用いた測定によ り検査する。</p>	<p>理状況を、<u>目視</u>によ り検査する。 四 簡易土堤の頂部の 維持管理状況を、<u>目 視</u>により検査する。</p>

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から起算して〇月を経過した日から施行する。